

第3次

愛川町男女共同参画基本計画

令和6年度 …… 令和17年度



愛川町



はじめに

本町では、平成24年3月に「第2次愛川町男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、さまざまな取組みを進めてまいりました。

この間、少子高齢化やこれに伴う人口減少の加速化に加えて、未曾有の新型コロナウイルスの出現により、社会情勢や人々の価値観・行動は大きく変容いたしました。このような中で、雇用や所得、配偶者等による暴力の増加など、特に女性が大きな影響を受けていることが報告され、女性の社会参加は進みつつある一方で、性別による役割分担意識が依然として根強く残っていることなど、さまざまな課題が浮き彫りになりました。

こうした状況を踏まえ、「人権の尊重によるジェンダー平等社会の実現」を基本理念に掲げ、高い人権意識とジェンダー平等意識のもと、全ての人々が互いに尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の実現に向けて、「第3次愛川町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、町民や地域、教育機関、企業、NPO等の皆様と連携を図りながら、あらゆる分野において男女共同参画を推進してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました町民の皆様をはじめ、ご審議をいただきました男女共同参画基本計画推進委員会委員の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

愛川町長 小野澤 豊

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 男女共同参画をめぐる動向.....	3
5 SDGsを踏まえた計画の推進.....	5
6 愛川町の現状と課題.....	6
第2章 基本構想	28
1 基本理念.....	28
2 基本目標.....	29
3 施策の体系.....	30
第3章 前期基本計画	31
基本目標Ⅰ 人権の尊重によるダイバーシティの推進.....	31
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現.....	39
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進.....	46
第4章 計画の推進	48
1 推進体制.....	48
2 指標一覧.....	49
資料編	50
1 策定経過.....	50
2 諮問書・答申書.....	52
3 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則.....	55
4 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿.....	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成24年3月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「第2次愛川町男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、平成30年3月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく計画を包含した「第2次愛川町男女共同参画基本計画後期基本計画」（以下「第2次後期基本計画」という。）を策定し、「人権の尊重による男女共同参画社会の実現」を基本理念に掲げ、「人権の尊重による男女の平等」、「ワーク・ライフ・バランスの実現」、「あらゆる分野への男女共同参画の推進」の3つの基本目標の達成に向けて施策の推進に努めてきました。

この間、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルスの出現は、世界経済をはじめ、人々の価値観や行動に変容をもたらし、雇用や所得への影響のほか、外出の自粛により配偶者やパートナーによる暴力（DV）の増加や深刻化が浮き彫りとなるなど、特に女性が大きな影響を受けていることが報告されています。

一方、国際連合（国連）では平成27年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、その中核となる持続可能な開発目標（SDGs）の目標5に「ジェンダー^{※1}平等を実現しよう」を掲げるなど、国際的にも男女共同参画の推進、ジェンダー平等への気運が高まってきており、性別に関わりなく、多様性^{※2}を尊重する社会の実現が求められています。

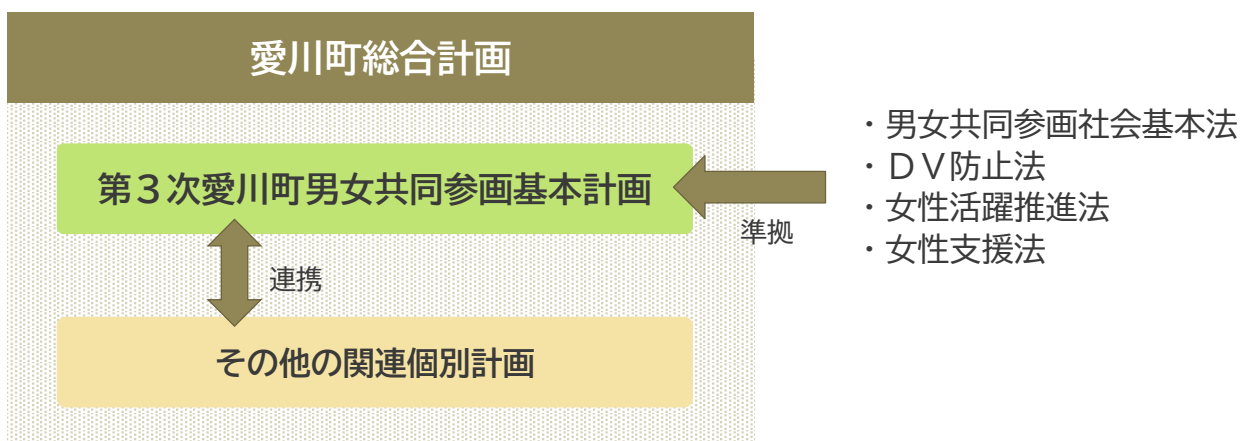
こうした状況を踏まえ、本町においても男女共同参画社会の実現に向けた取組みをより一層、加速・発展させていく必要があることから「第3次愛川町男女共同参画基本計画」を策定するものです。

※1 ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別のこと。

※2 多様性：性別や国籍、年齢などに関わりなく、個人の違いを認め合い、尊重し合うこと。

2 計画の位置付け

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を兼ねるもので、「基本目標Ⅰ 施策の方向2 主要施策2」(P.34)が該当します。
- この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画を兼ねるもので、「基本目標Ⅱ 施策の方向1 主要施策1 2 3」(P.39～40)、「基本目標Ⅱ 施策の方向2 主要施策1 2」(P.41～42)及び「基本目標Ⅱ 施策の方向3 主要施策1 2」(P.43～44)が該当します。
- この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「女性支援法」という。)」第8条第3項に基づく市町村基本計画を兼ねるもので、「基本目標Ⅰ 施策の方向2 主要施策1 2」(P.33～34)、「基本目標Ⅰ 施策の方向3 主要施策1 2 3 4」(P.35～38)が該当します。
- この計画は、「第6次愛川町総合計画」及び関連個別計画との連携を図りながら、男女共同参画を推進するための個別計画です。



3 計画の期間

基本構想の計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間とします。

このうち、前期基本計画の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とし、後期基本計画の計画期間は令和12年度から令和17年度までの6年間とします。

▶関連計画の状況

計画	令和	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	国 男女共同参画基本計画		第5次											
県 男女共同参画推進プラン		第5次												
愛川町 総合計画		第6次												
第3次愛川町男女共同参画基本計画		第3次 基本構想												
		第3次 前期基本計画						第3次 後期基本計画						

4 男女共同参画をめぐる動向

(1) 国際的な動向

国連は、昭和50年を「国際婦人年」と定め、その後の10年間を女性の地位向上を目指す「国連婦人の10年」として、取組みを展開しました。

また、平成27年9月には、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が示されました。SDGsは「誰一人取り残さない」を理念として、持続可能な世界を実現するための17の目標が示されており、さらに、全ての目標とターゲットにおける進展において、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化が不可欠なものとして位置付けられました。また、17の目標の1つには「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント*を図る」ことが掲げられています。

一方、令和5年に世界経済フォーラム（WEF）が発表した世界各国の男女格差を測る指数である「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」において、日本は146か国中125位であり、特に経済・政治参加における順位が低くなっています。

* エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

(2) 国の動向

国においては、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機に男女共同参画に関する国内の法律や制度の整備が進められ、昭和 61 年に男女雇用機会均等法が施行されました。

平成 11 年には男女共同参画社会基本法が施行され、この法律に基づき、平成 12 年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 年にはDV防止法が施行され、平成 25 年には法律の適用対象が生活の本拠をともにする交際相手にも拡大されました。

平成 15 年には次世代育成支援対策推進法が、平成 27 年には女性活躍推進法が施行され、働く場での活躍を希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための取組みの推進が図られることとなりました。

令和 2 年には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、目指すべき社会像として「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組みを行い、国際社会と協調する社会」が新たに掲げられました。

令和 4 年には、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした女性支援法が制定されました。同法において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいうと定義されています。

(3) 神奈川県動向

神奈川県では、平成 14 年に「神奈川県男女共同参画推進条例」を施行し、平成 15 年に「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定してから、平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年と 3 度にわたる改定を行い、施策を推進しています。

さらに、令和 5 年 3 月に女性活躍推進法に基づく推進計画を包含した「第 5 次かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、性別にかかわらず、全ての人々が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会の実現に向け、より実効性のある取組みを進めています。

また、「DV防止法」に規定された基本計画として、令和元年に「かながわDV防止・被害者支援プラン」を策定し、暴力の根絶や、女性と男性がお互いを尊重し合う男女共同参画社会の実現を目指しています。

5 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す国際目標のことで、経済・社会・環境等に係る 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

本町では、これからも住みたい、住み続けられる魅力あるまち、持続性あるまちに向け、誰一人取り残さないSDGsの国際的理念を取り入れながら、誇りと愛着を持ち続けることができるまちづくりを進めています。

男女共同参画の分野においても、SDGsの17のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「16 平和と公正をすべての人に」などを中心に、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいきます。

SDGsの17ゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



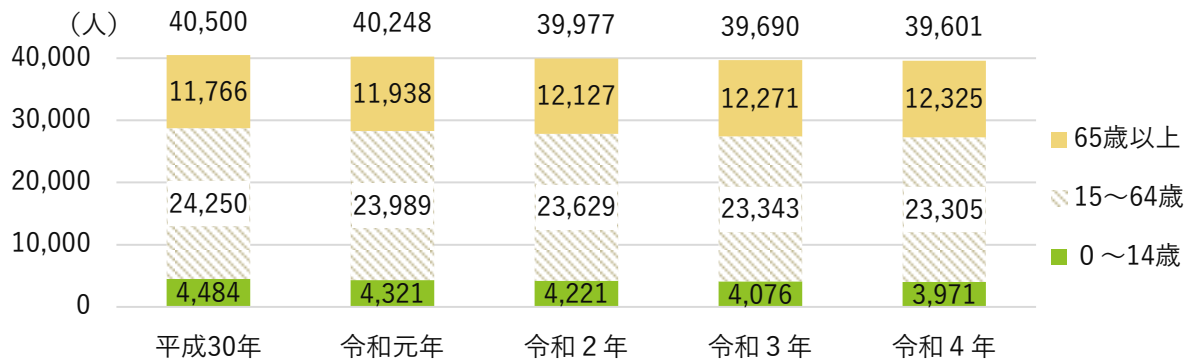
6 愛川町の現状と課題

(1) 人口と世帯の状況

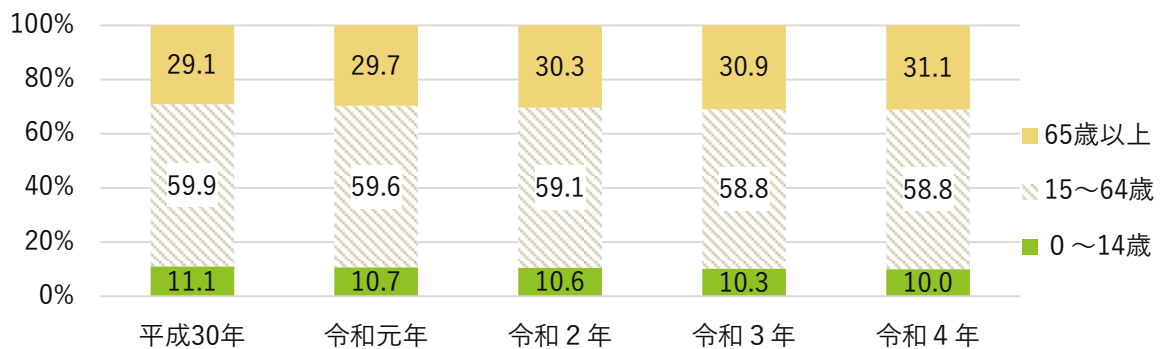
1. 人口の推移

本町の人口は、令和2年に4万人を下回り、令和4年には39,601人となっています。年齢3区分別に見ると、65歳以上（高齢者人口）は増加、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）は減少しています。また、高齢化率は令和2年に30%を上回るなど、少子高齢化が進行しています。

▶年齢3区分別人口の推移



▶年齢3区分別人口割合の推移

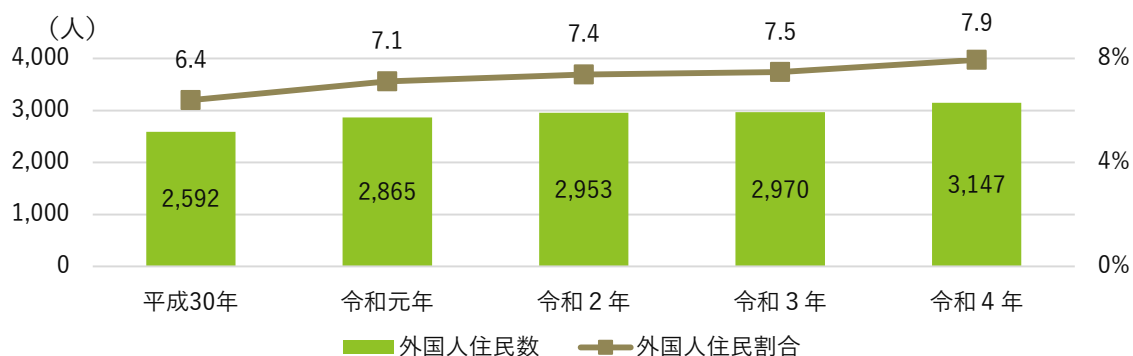


出典:住民基本台帳(各年12月31日時点)

2. 外国人住民の推移

本町の人口は減少しているものの、外国人住民数は増加傾向となっています。また、外国人住民の割合は、令和4年には7.9%となっています。

▶外国人住民数及び外国人住民割合の推移

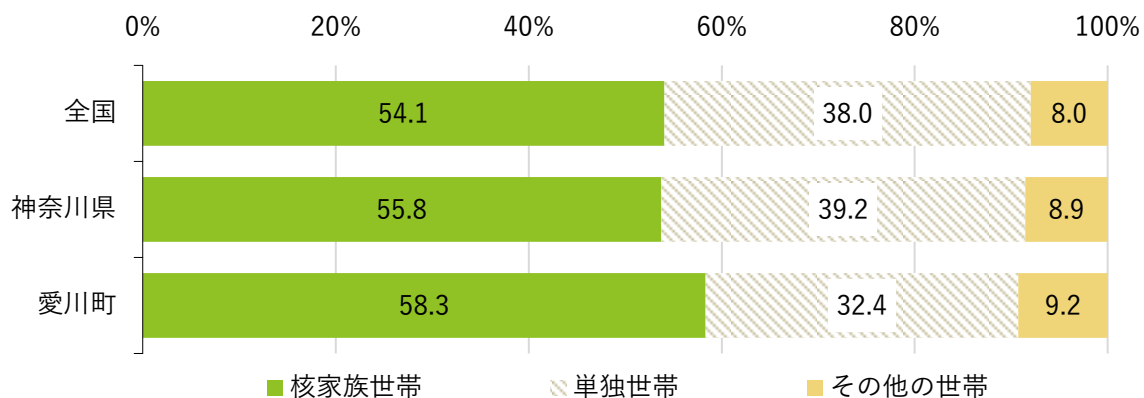


出典:統計あいかわ(各年12月31日時点)

3. 世帯構成

一般世帯を家族類型別に見ると、本町では全国や神奈川県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっています。

▶一般世帯の構成比



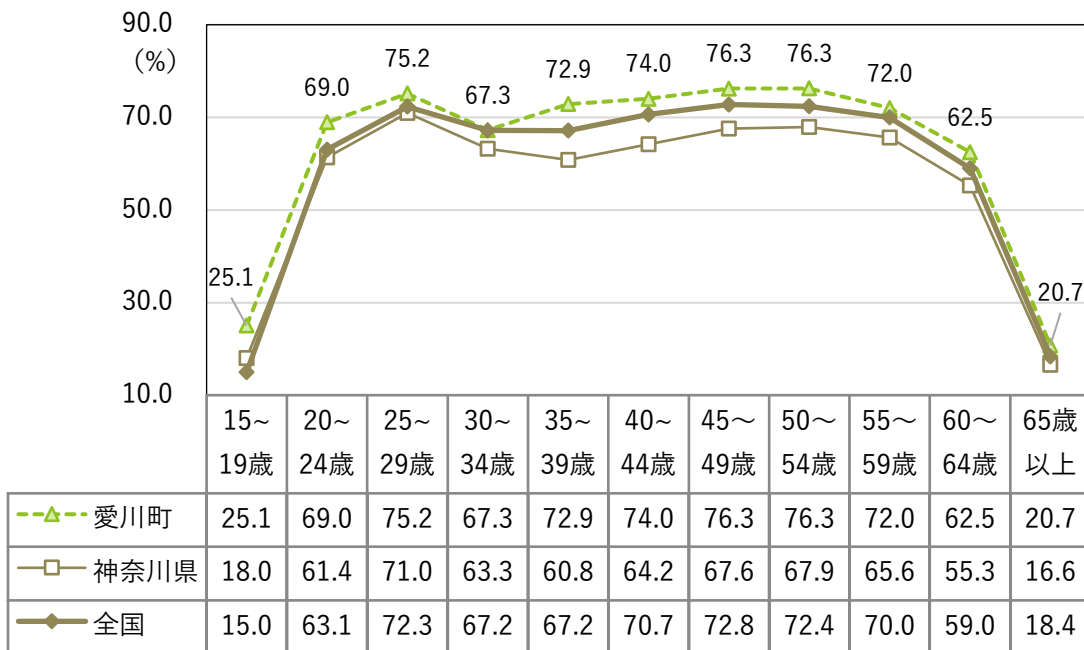
出典:国勢調査(令和2年)

(2) 就労の状況

女性の労働力率を見ると、本町では、30～34歳で一旦割合が落ち込むものの、全ての年代で全国や神奈川県と比較して高くなっています。

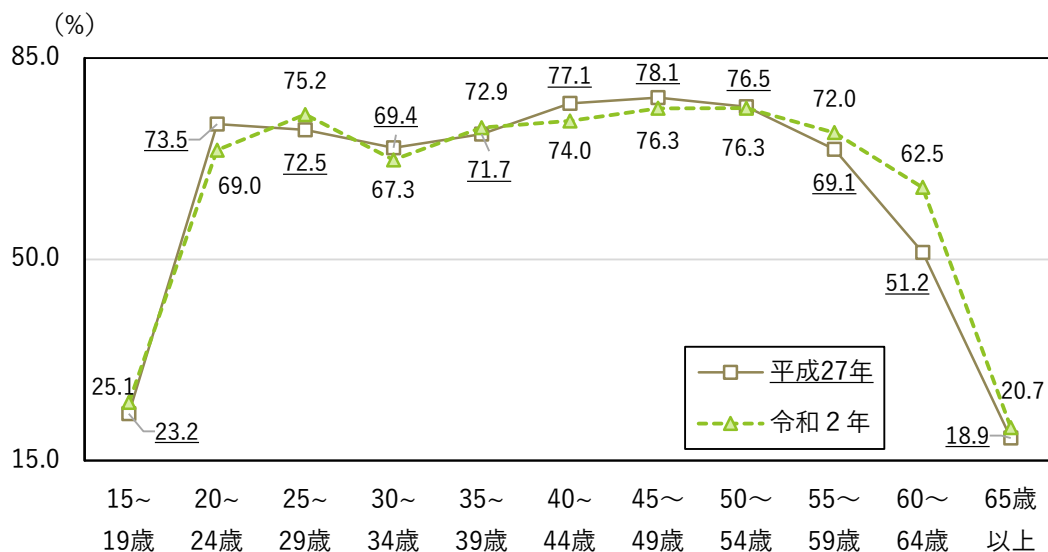
また、本町の女性の労働力率の推移を経年比較すると、15～19歳、25～29歳、35～39歳、55歳以降において、平成27年から令和2年までの5年間で割合が増加しています。特に、25～29歳と35～39歳で割合が増加し、30～34歳では割合が減少したことから、M字カーブ※の谷がやや深くなっています。

▶女性の労働力率



出典:国勢調査(令和2年)

▶女性の労働力率の推移(愛川町)



出典:国勢調査

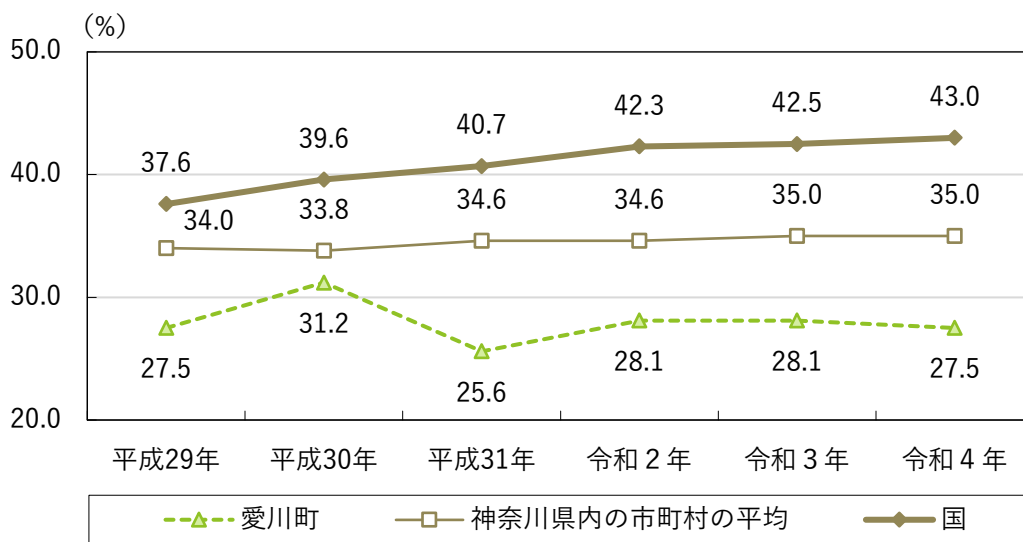
※ M字カーブ:日本女性の年齢階級別労働力率のグラフに見られる曲線形状のこと。

(3) 審議会等への女性の参画の状況

審議会等における女性委員の比率を見ると、本町は平成30年に第2次後期基本計画における目標の30%を達成したものの、その後減少し、令和4年時点では27.5%となり、国及び神奈川県内の市町村の平均を下回って推移しています。

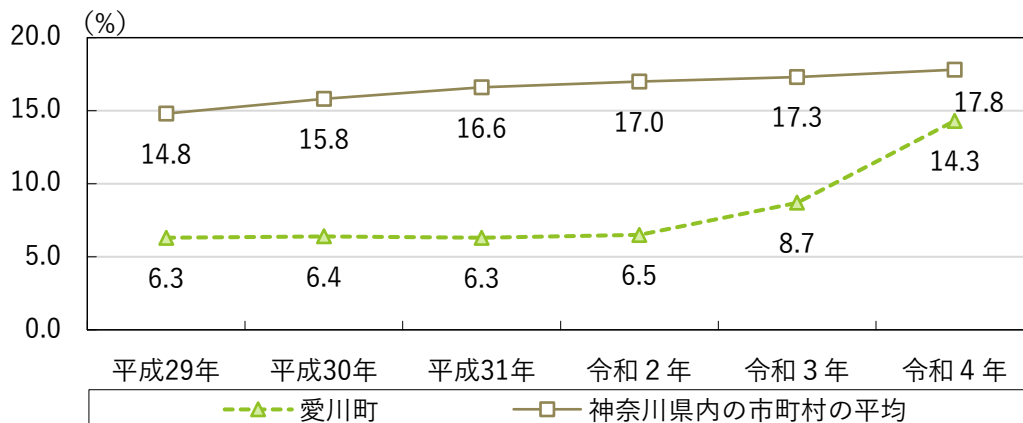
また、女性公務員の管理職への登用比率を見ると、本町は部局長、次長、課長相当職で令和4年に14.3%と大きく増加しています。副主幹級以上では、平成30年以降、減少傾向となっています。

▶ 審議会等における女性委員の比率の推移



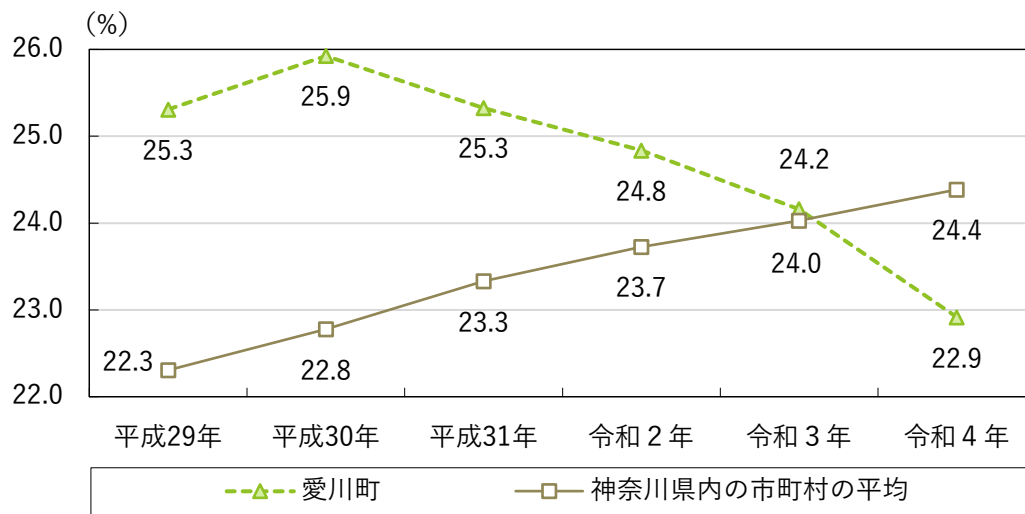
出典：地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況(各年4月1日現在)

▶ 女性公務員の管理職登用比率（部局長、次長、課長相当職）の推移



出典：地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況(各年4月1日現在)

▶女性公務員の管理職登用比率（副主幹級（係長相当職）以上）の推移



出典：地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況(各年4月1日現在)



(4) 第2次後期基本計画の進捗状況と課題

第2次後期基本計画（平成30年度から令和5年度）の進捗状況は、以下のとおりです。
 なお、現状値（R4）は町民アンケート調査結果（P.13～27）に基づくものです。

評価	★★★	現状値が目標値を達成
	★★☆	現状値が目標値を達成していないが、計画策定時（H28）より増加
	★☆☆	現状値が計画策定時（H28）より減少

基本目標Ⅰ 人権の尊重による男女の平等

基本目標Ⅰでは、人権の尊重による男女の平等の推進に向けて、様々な広報媒体を活用した啓発、ジェンダー平等教育・学習機会の提供、ハラスメントやDV防止に向けた取組み及びひとり親・外国人住民などで困難を抱える人への支援に取り組んでいます。

なお、加害者と被害者の意識にズレがあることに加え、DV相談件数が増加するとともに、複雑な相談も多く、内容によって対応する窓口が複数にまたがる場合もあります。

数値目標の達成状況を見ると、いずれの指標も計画策定時（H28）から減少し、目標達成には至っていない状況です。

指標	第2次後期基本計画		現状値 (R4)	評価
	計画策定時 (H28)	目標値 (R5)		
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	58.6%	64%	57.0%	★☆☆
配偶者等からの暴力を受けた人で「誰かに相談した」と回答した人の割合	45.1%	50%	19.8%	★☆☆

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス※の実現

基本目標Ⅱでは、事業者への理解促進、子育て、介護等の社会的支援や生涯にわたる健康支援に取り組んでいます。

なお、勤労者のニーズにあったテーマで労働教育講座を開催していますが、参加人数が増えていないことのほか仕事と家庭を両立できる職場環境づくりに向け、事業所への啓発を行っているものの、仕事と育児の両立が難しく離職する女性が多いことや、男性の育児休業率は上昇していますが、依然として低水準であることが課題となっています。

数値目標の達成状況を見ると、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は目標を達成しています。「家庭生活において、男女が平等に扱われている」と思う人の割合は、計画策定時（H28）から増加しているものの、目標達成には至っていない状況です。

※ ワーク・ライフ・バランス:ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、若者からお年寄りまで誰もが、自分の希望するバランスで仕事、結婚や育児などの家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動ができる状態のことをいう。

指標	第2次後期基本計画		現状値 (R4)	評価
	計画策定時 (H28)	目標値 (R5)		
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	41.4%	46%	50.8%	★★★
「家庭生活において、男女が平等に扱われている」と思う人の割合	36.1%	41%	39.4%	★★☆

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進

基本目標Ⅲでは、審議会等やあらゆる分野における女性登用の促進、再就職支援など様々なチャレンジ支援に取り組んでいます。

なお、審議会等への女性登用を進めているものの、委員選出依頼先の団体自体の女性が少ないなど、女性委員の選出が困難な事案が見受けられること、自主防災組織への女性の参画と防災訓練への女性参加者数は、各地域によって差異が生じていることが課題となっています。

数値目標の達成状況を見ると、町職員の管理的地位における女性の占める割合は目標を達成しています。審議会等における女性委員の占める割合は、計画策定時（H28）から増加しているものの、目標達成には至っていない状況です。

指標	第2次後期基本計画		現状値 (R4)	評価
	計画策定時 (H28)	目標値 (R5)		
審議会等における女性委員の占める割合	26.2%	30%	27.5%	★★☆
町職員の管理的地位における女性の占める割合	9.3%	12%	14.3%	★★★

(5) 調査から見る課題

町民の男女共同参画に関する意識や実態、ニーズ等を把握するため、以下の調査を実施するとともに、調査結果から本町の課題を整理しました。

① 町民アンケート調査

▶町民アンケート調査の概要

調査対象者	町内在住の満18歳以上（令和4年10月1日現在）の方1,200人 （無作為抽出）
調査期間	令和4年11月11日（金）～12月2日（金）
調査方法	郵送による調査票の配付、郵送による調査票の回収又はWEBでの回答
有効回収数	414件（うち郵送：319件、WEB：95件）
有効回収率	34.5%

※前回調査は平成28年度に実施

② 一般団体へのヒアリング調査（以下「団体調査」という。）

社会教育委員・婦人団体連絡協議会・PTA連絡協議会のほか、公民館利用団体や神奈川県内陸工業団地協同組合の計18団体にヒアリング調査票を配付。そのうち、対面でのヒアリングに協力可能な団体に聞き取り調査を実施。

▶回収状況

調査票配付件数	回収件数	回収率
18件	15件	83.3%

③ 二十歳のつどい実行委員へのアンケート調査（以下「若年層調査」という。）

若年層の意見を把握するため、二十歳のつどい実行委員を対象にアンケート調査を実施。

▶回収状況

調査票配付件数	回収件数	回収率
14件	9件	64.3%

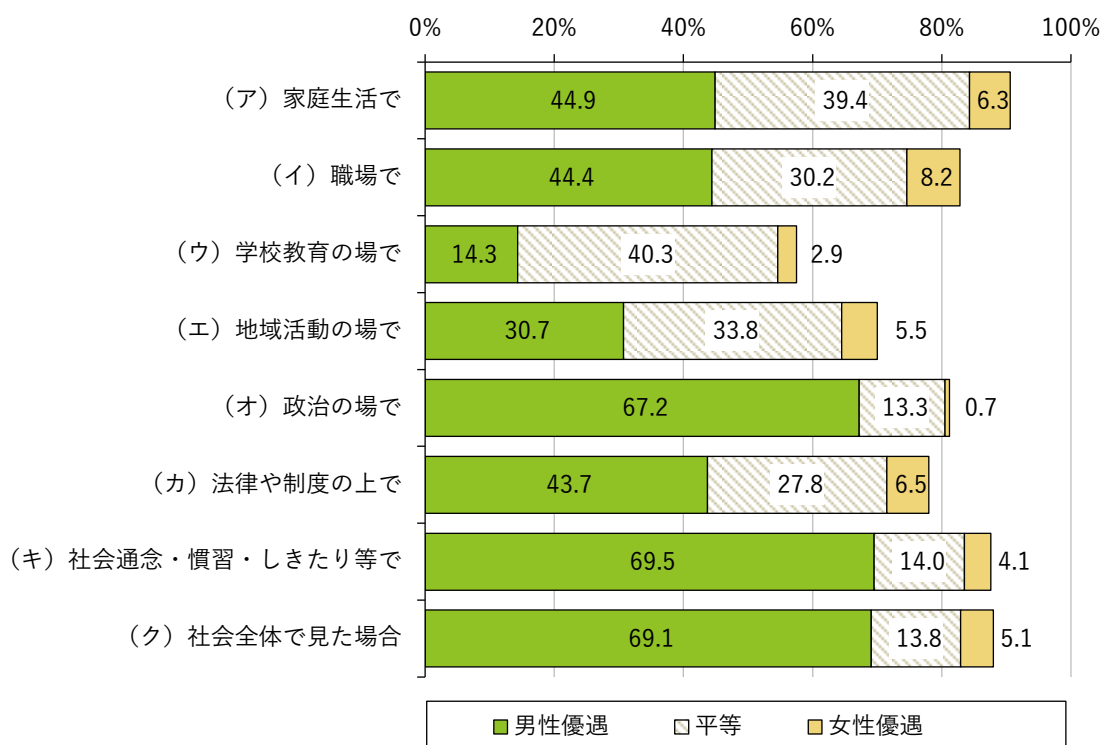
④ 外国人相談員へのヒアリング調査

外国人の活動状況等を把握するため、町の外国人相談員（2名）にヒアリング調査を実施。

1. ジェンダー平等意識・性別による役割について

- ◇ 日常の場面において、【政治の場】、【社会通念・慣習・しきたり等】、【社会全体】では『男性優遇』が6割台後半と、前回から大きな変化はなく、依然として男性が優遇されている様子がうかがえます。
- ◇ 団体調査では、男女に関する課題は特にないと回答した団体が半数以上となっています。
- ◇ 若年層調査では、回答者全員が男女共同参画に関する内容を教わったことがあると回答しており、学校教育においてジェンダー平等意識の醸成が図られていることがうかがえます。

▶日常の場面における男女の平等感(n=414) *単数回答

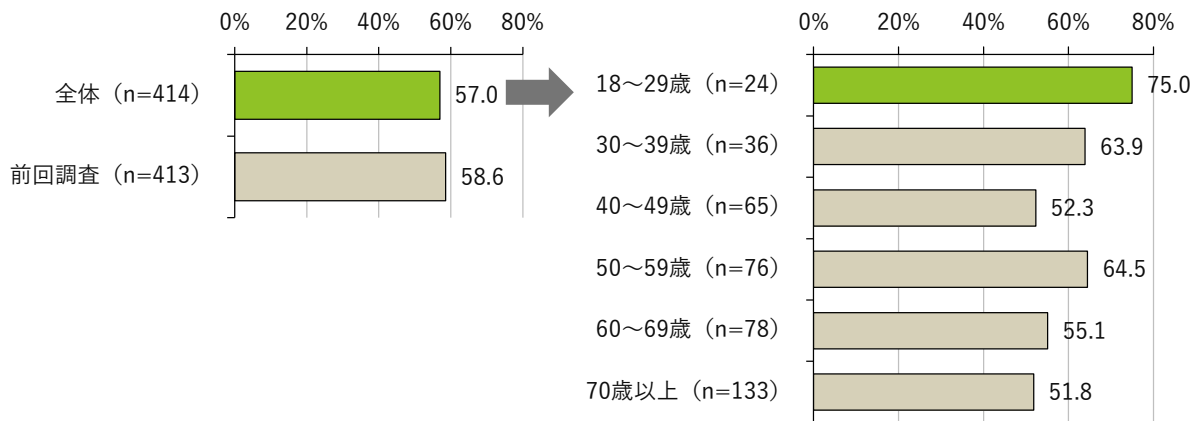


グラフの見方

- 図表中の「n (number of cases)」は、集計対象者数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。
- 回答結果の割合「%」は集計対象者数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇ 「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な割合は 57.0%と、前回調査 (58.6%) と概ね同水準となっており、依然として固定的な性別役割分担意識が残っている状況がうかがえます。なお、いずれの年代も半数を超えています、特に 18～29 歳では 75.0% と他の年代と比べて高くなっています。

▶「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な割合(年代別) *単数回答



◇ 「男は仕事、女は家庭」と思う理由としては、男女ともに「夫が外で働いた方が多くの収入を得られると思うから」、「妻が家庭を守った方が子どもの成長等にとって良いと思うから」、「家事・育児・介護と両立しながら妻が働き続けることは大変だと思うから」が上位となっており、特に「夫が外で働いた方が多くの収入を得られると思うから」では女性が男性を大きく上回っています。国（令和4年度 男女共同参画社会に関する世論調査：32.1%）に比べて、本町の「夫が外で働いた方が多くの収入を得られると思うから」の割合は高く、男女間の雇用や賃金の格差の状況がうかがえます。

▶「男は仕事、女は家庭」という考え方に肯定的な理由(性別) *複数回答

単位：%

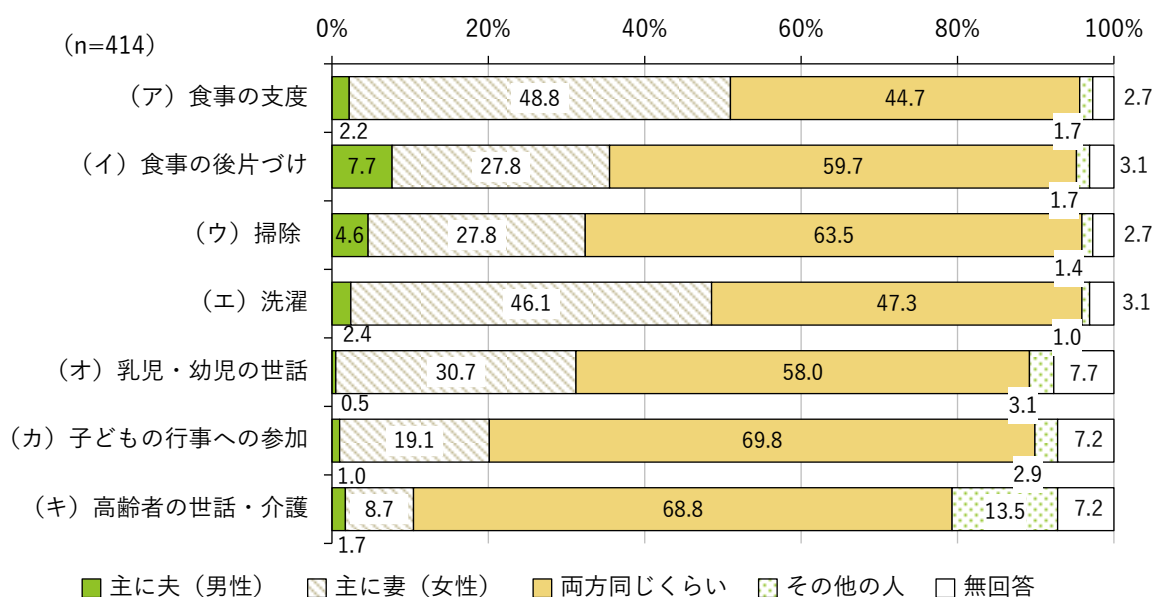
		日本の伝統的な家族の在り方だと思うから	自分の両親も役割分担をしていたから	夫が外で働いた方が多くの収入を得られると思うから	妻が家庭を守った方が子どもの成長等にとって良いと思うから	家事・育児・介護と両立しながら妻が働き続けることは大変だと思うから	その他	特にない	無回答
全体 (n=148)		23.6	18.2	54.1	43.2	39.2	3.4	2.0	2.7
性別	男性 (n=66)	28.8	9.1	39.4	43.9	37.9	6.1	4.5	3.0
	女性 (n=81)	18.5	25.9	65.4	43.2	40.7	1.2	0.0	2.5

引き続き幅広い年代に向けた男女平等・男女共同参画の意識づくりや、女性が活躍しやすい環境づくりなどを推進し、固定的な性別役割分担意識の解消に繋げることが大切です。

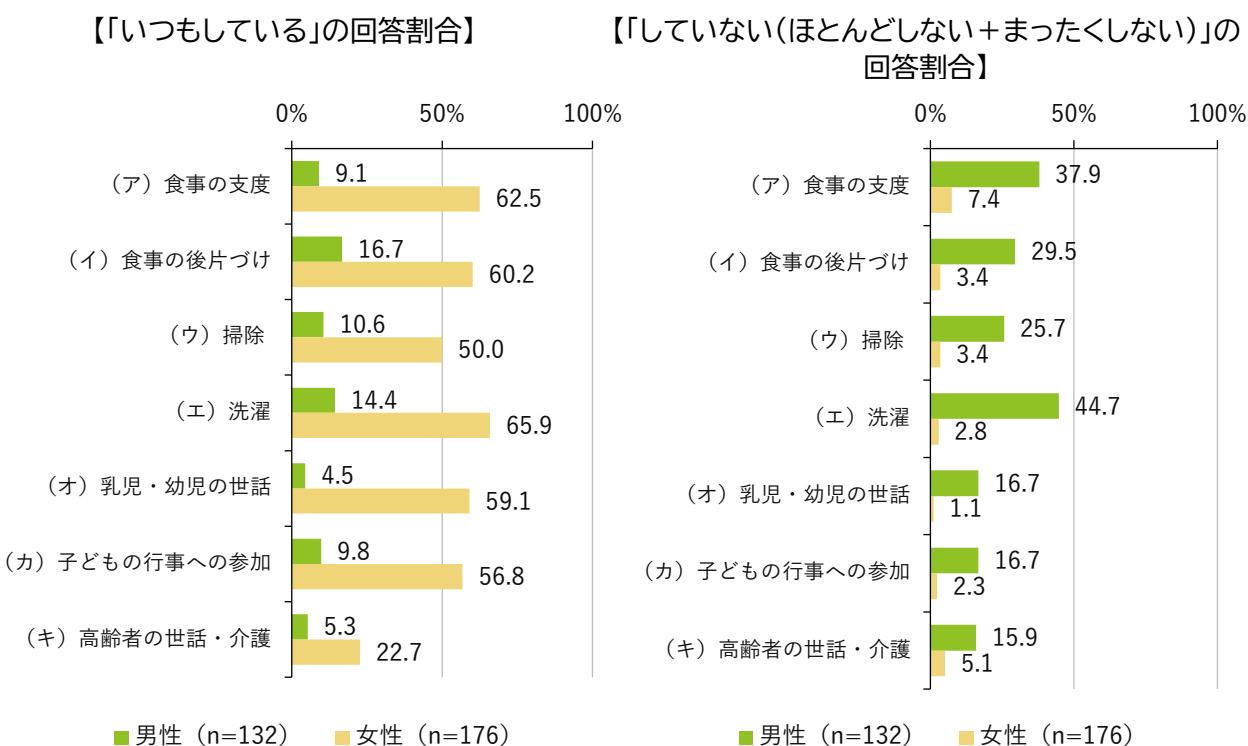
2. 家庭生活について

- ◇ 日常的な事柄の役割分担の理想について、【掃除】、【子どもの行事への参加】、【高齢者の世話・介護】では、「両方同じくらい」がいずれも6割台となっていますが、現実では、「いつもしている」と回答した女性の割合がすべての事柄で高くなっており、「ほとんどしない・まったくしない」についてはすべての事柄で男性の割合が高く、全体的に女性が担っている結果となっています。
- ◇ 家庭内の役割分担については、『不満』が男性では約1割であるのに対し、女性では3割以上となっており、女性が負担を抱えている様子がうかがえます。

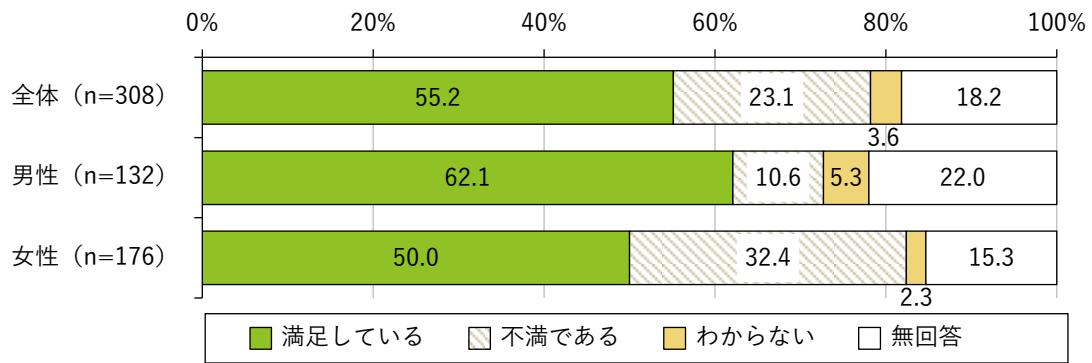
▶ 日常的な事柄の役割分担の理想 *単数回答



▶ 日常的な事柄の役割分担の現実 *単数回答



▶日常的な事柄の役割分担の満足度 *単数回答

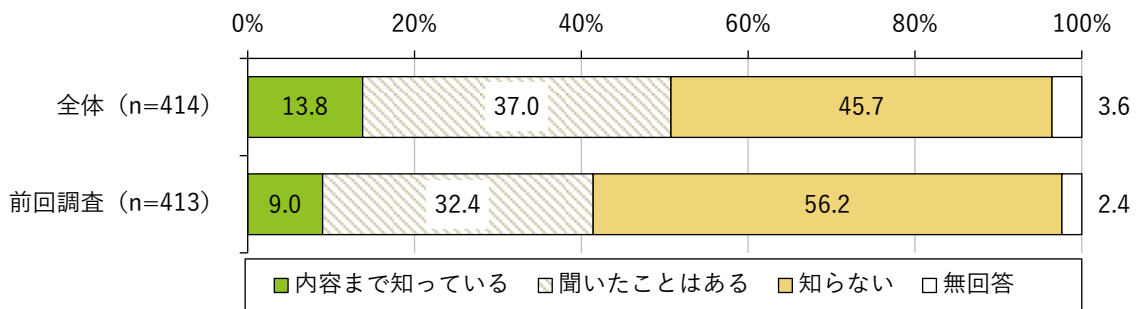


男女がともに協力しながら家事等を分担することができるよう、男性が家事等に参加しやすくなるような支援や意識の醸成等が求められます。

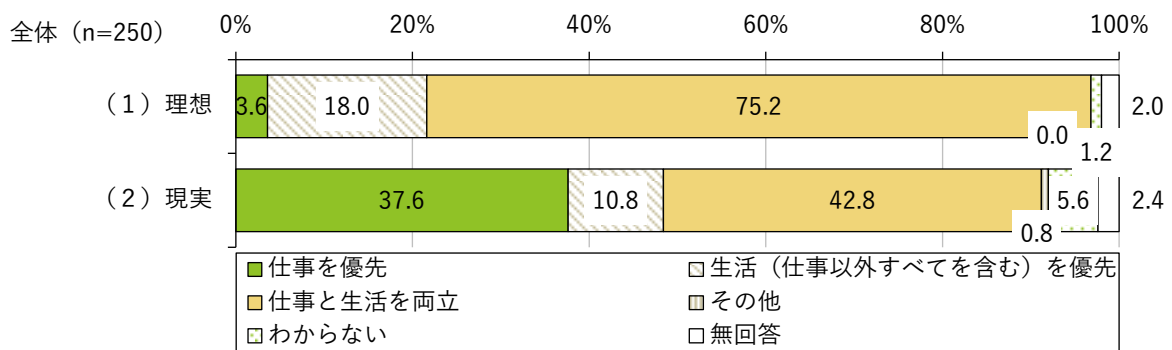
3. 就労及びワーク・ライフ・バランスについて

- ◇ ワーク・ライフ・バランスということばを「内容まで知っている」が13.8%、「聞いたことはある」が37.0%と、前回調査（「内容まで知っている」9.0%、「聞いたことはある」32.4%）に比べて認知度は高まっています。
- ◇ 仕事と生活の関係について、理想では「仕事と生活を両立」が75.2%に対し、現実では42.8%と理想と現実に大きな差が見受けられます。

▶ワーク・ライフ・バランスの認知度 *単数回答



▶仕事と生活の理想と現実 *単数回答



◇ 女性が活躍するために必要な取組みについて、男女ともに「職場の上司・同僚が、仕事と家事、育児、介護等の両立について理解があること」、「家事、育児、介護等との両立についての職場の支援制度が整っていること」が上位となっています。団体調査でも、企業の風土は様々であり、企業の体制や労働環境等、男女共同参画の取組状況には温度差があるとの意見がありました。

▶女性が活躍するために必要な取組み(性別) *複数回答

単位：%

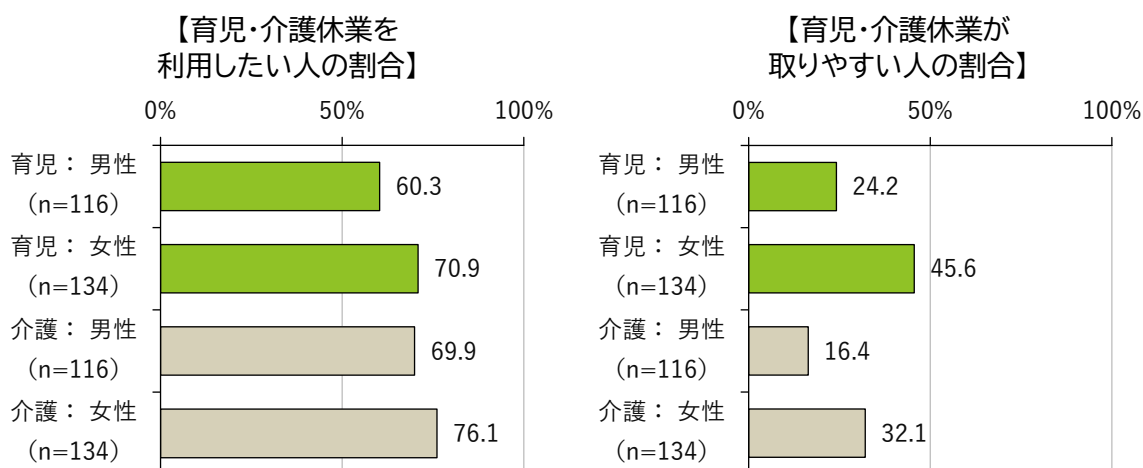
		企業トップが女性の活躍の促進に積極的であること	職場の上司・同僚が、仕事と家事、育児、介護等の両立について理解があること	家事、育児、介護等との両立についての職場の支援制度が整っていること	企業内で長時間労働の是正について必要な措置が図られていること	フレックスタイムや在宅勤務等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の導入が図られていること	キャリアアップにつながるような仕事を女性に任せること	女性の仕事が適正に評価されること	身近に活躍している女性(ロールモデル)がいること
全体(n=414)		20.5	56.8	44.0	5.8	19.6	8.9	30.4	4.1
性別	男性(n=172)	22.1	53.5	45.9	9.3	20.9	8.1	27.9	5.2
	女性(n=240)	19.6	59.6	42.9	3.3	18.8	9.6	32.1	3.3
		社会において政策・方針決定過程の場に女性を増やすこと	地域においてスキルアップに向けた講座やセミナーがあること	地域において就職相談等の再就職しやすい環境が整っていること	地域において保育や介護等のサービスが充実していること	家庭において男性の積極的な家事、育児、介護等への参画があること	その他	特にない	無回答
全体(n=414)		11.1	3.1	10.6	24.9	24.9	0.7	2.7	4.3
性別	男性(n=172)	13.4	3.5	10.5	22.1	19.2	0.6	3.5	4.1
	女性(n=240)	9.6	2.9	10.4	26.7	29.2	0.8	2.1	4.2

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所等の連携・協力を得ながら、一人ひとりのライフスタイルに合った多様な働き方を進めることが大切です。また、事業所間での情報交換や、女性活躍推進に関する研修等が活発になるよう、事業所の実態やニーズ等を把握することも大切です。

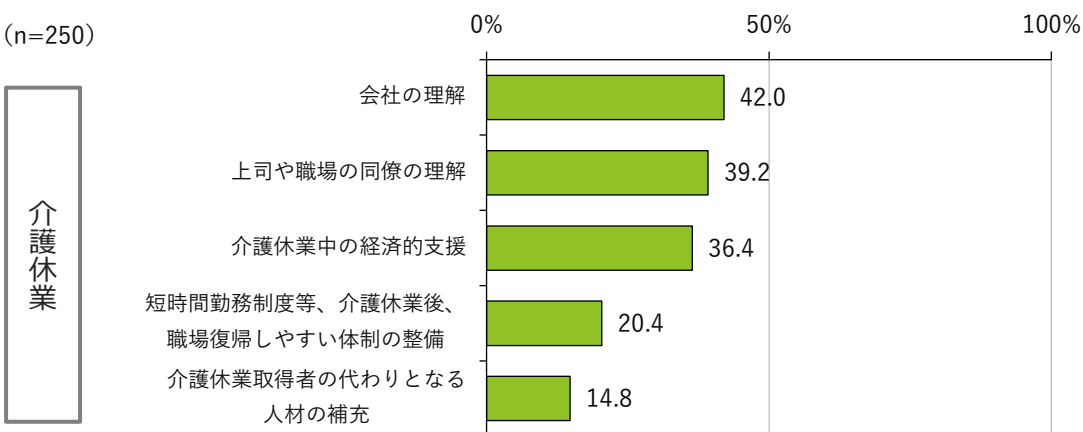
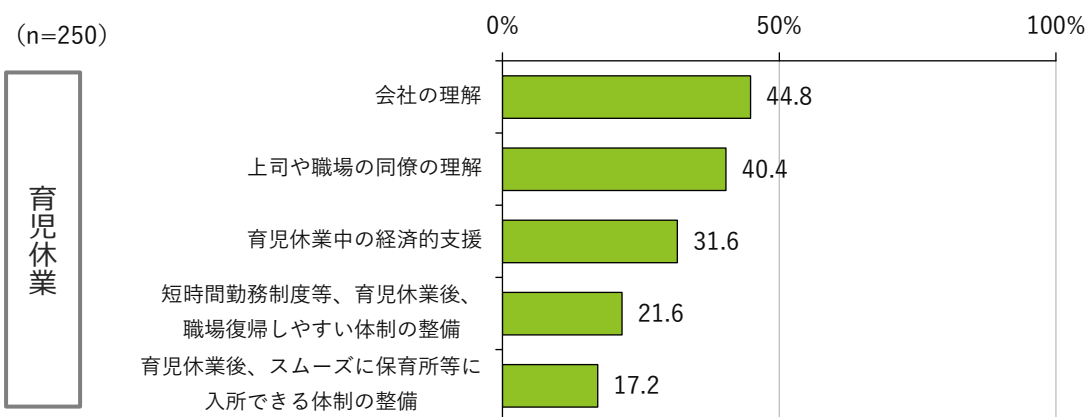
4. 育児・介護について

◇ 育児・介護休業ともに『利用したい』が6～7割台に対し、『取りやすい』は1～4割台となっています。特に、男性では『取りやすい』が女性に比べて低く、男性が制度を利用することの難しさがうかがえます。育児・介護休業を取りやすくするために必要なことでは、男女ともに「会社の理解」、「上司や職場の同僚の理解」、「休業中の経済的支援」が上位となっています。

▶ 育児・介護休業の利用希望及び取得のしやすさ *単数回答

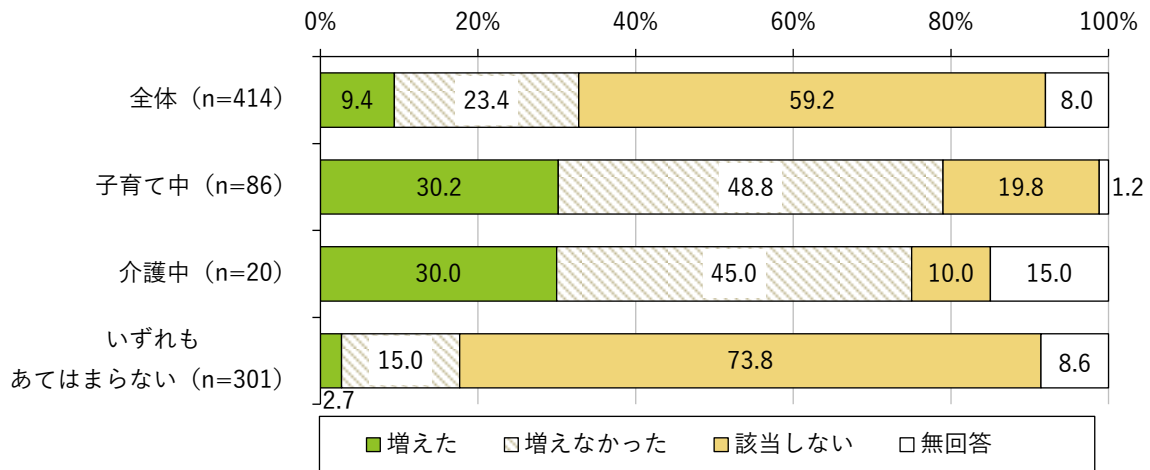


▶ 育児・介護休業を取りやすくするために必要なこと (上位5位) *複数回答



◇ 新型コロナウイルス感染症の影響について、子育て中や介護中の方では、3割以上がコロナ感染拡大前と比較して育児・介護負担が増えたと回答しており、休園・休校や福祉サービス事業所の休業等による在宅時間の増加が要因のひとつと考えられます。

▶新型コロナウイルス感染症の影響で育児・介護負担が増えた割合(子育て・介護の状況別) *単数回答



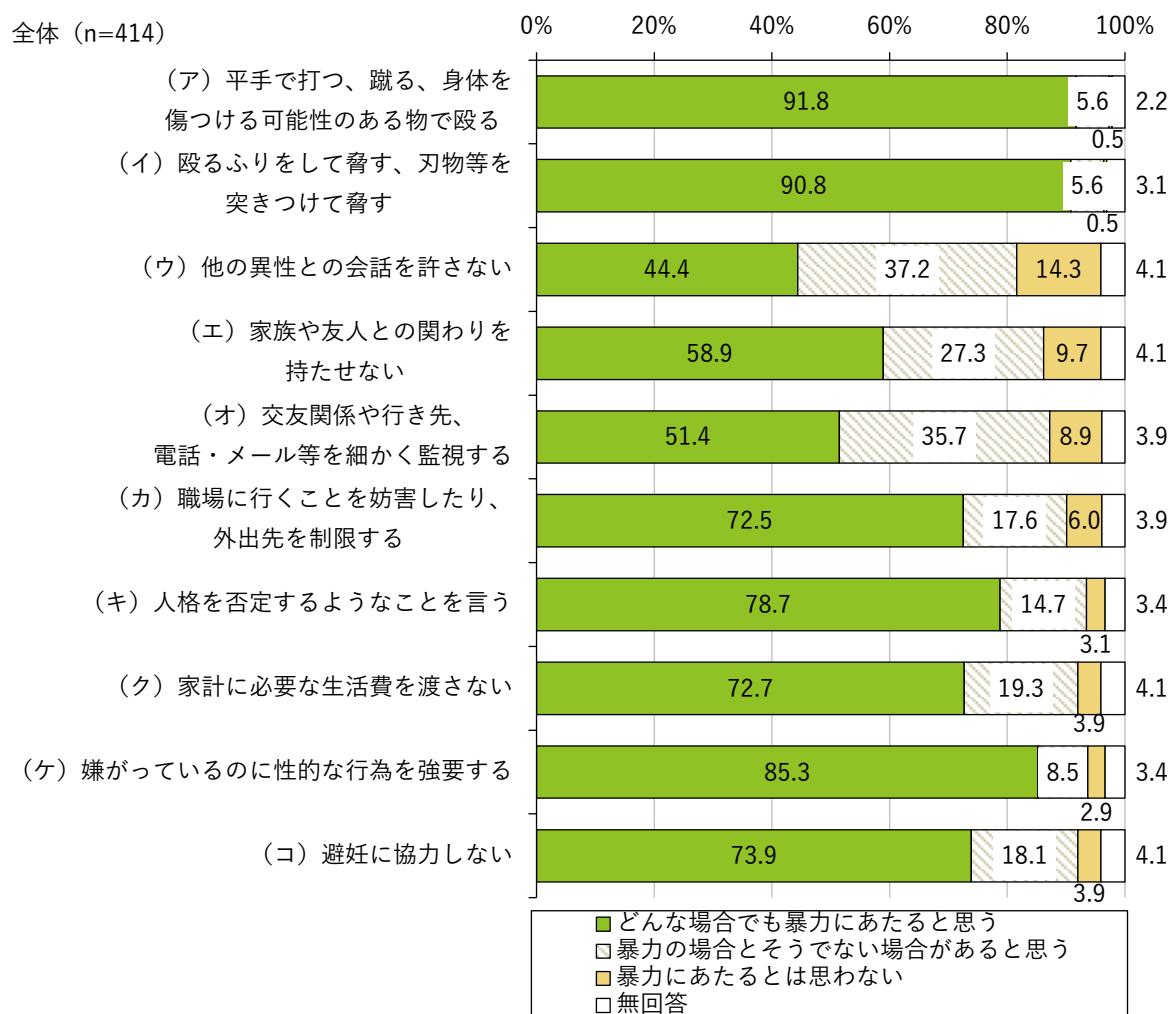
男女がともに無理なく仕事と育児・介護の両立を図れるよう、事業者が各種制度の仕組みを理解したり、他事業所の取組みを把握したりできる機会の提供や、労働者が気軽に相談できる体制づくりを進めるなど、育児・介護支援に係る各種制度の普及・定着を目指すことが大切です。



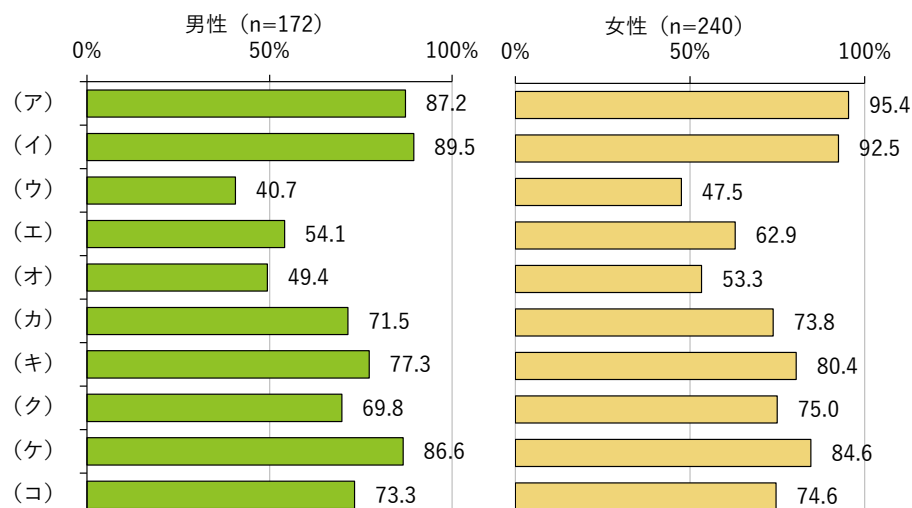
5. DVについて

◇ (ア)、(イ)の身体的・精神的暴力については、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が9割台である一方、【他の異性との会話を許さない】、【家族や友人との関わりを持たせない】等の社会的暴力では4～5割台となっています。性別に見ると、(ケ)を除く全ての項目で女性が男性を上回っています。

▶暴力にあたると思う行動 *単数回答

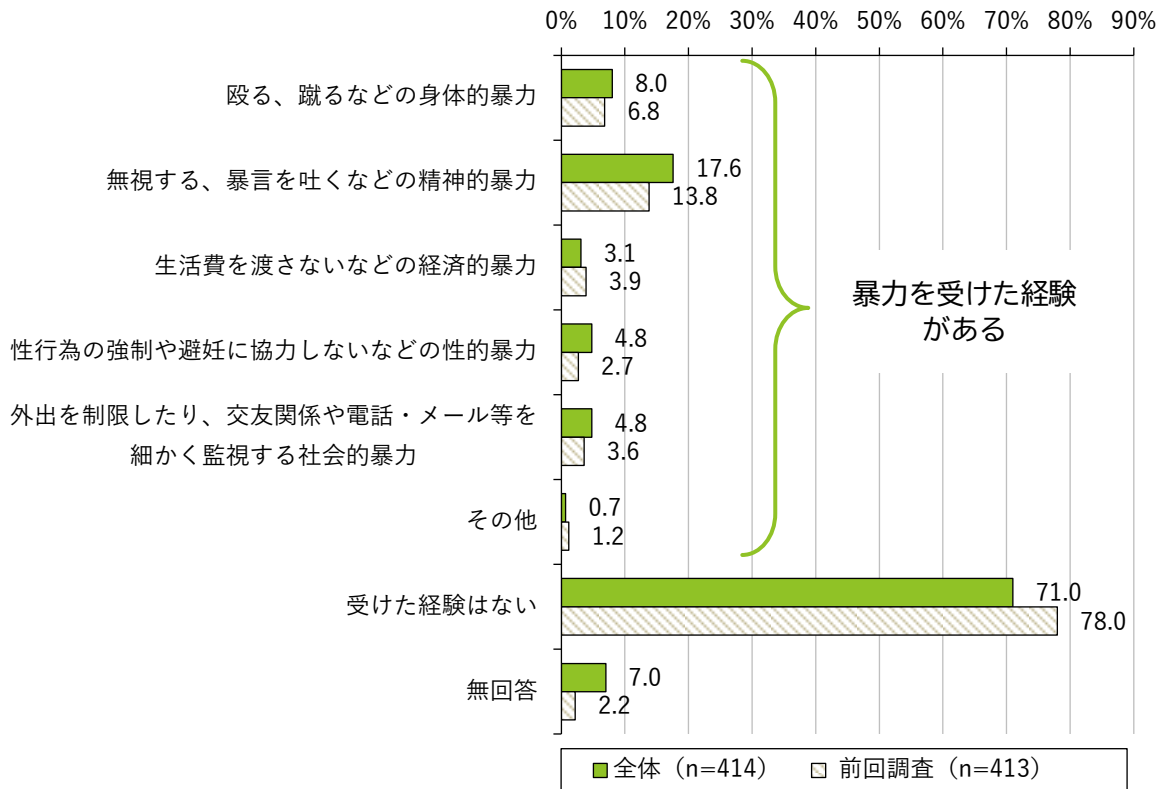


▶どんな場合でも暴力にあたると思う行動(性別) *単数回答

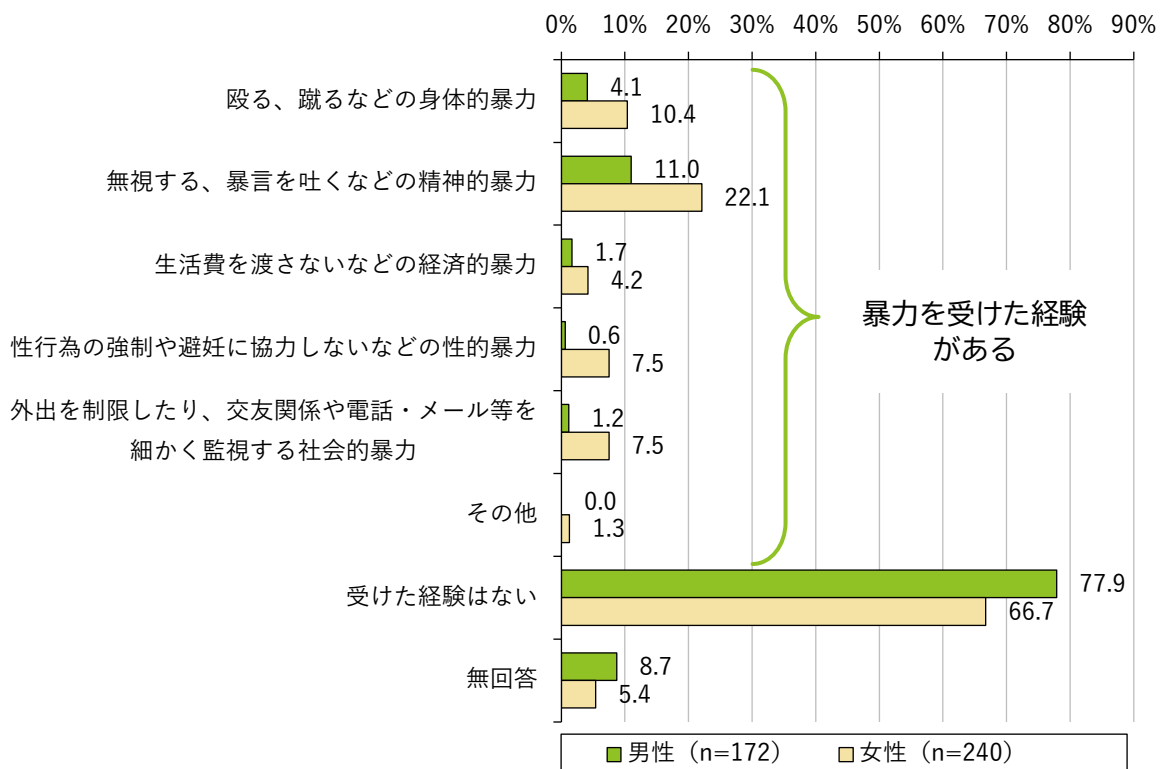


◇ 暴力行為を「受けた経験はない」は前回調査より減少していることから、暴力を受けた経験がある方が増えていることがうかがえます。また、性別に見ると、男性に比べて女性で暴力を受けた経験があると回答した割合が高くなっています。

▶暴力を受けた経験の有無 *複数回答

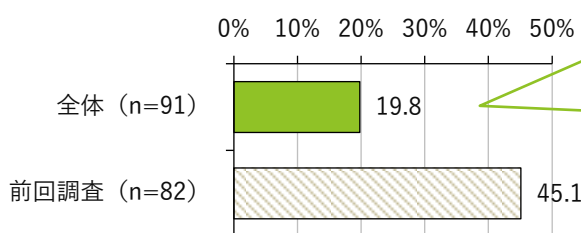


▶暴力を受けた経験の有無(性別) *複数回答

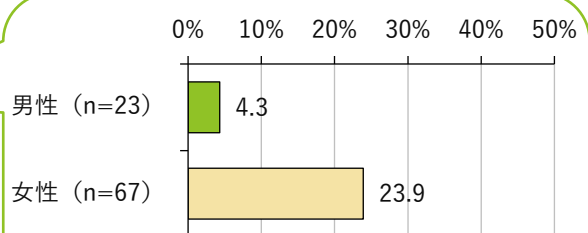


- ◇ パートナーからの暴力行為があったとき「相談した」は 19.8%と、前回調査 (45.1%) に比べて大きく減少しています。性別に見ると、「相談した」割合は、男性で 4.3%、女性で 23.9%と差が見られます。
- ◇ 相談しなかった(できなかった)理由として、「相談しても無駄だと思った」が最も多く、「相談する人がいなかった」は前回調査から大きく増加しています。また、DVを受けた際の相談先では「友人・知人」、「家族」が5～6割台であるのに対して「公的機関」は 16.7%と大幅に低いこと、さらに「町のDV相談」、「国・県の相談窓口」等DVに係る公的な相談窓口を知っている人は1割台であることから、相談窓口の周知方法を見直し、認知度を高める必要があります。

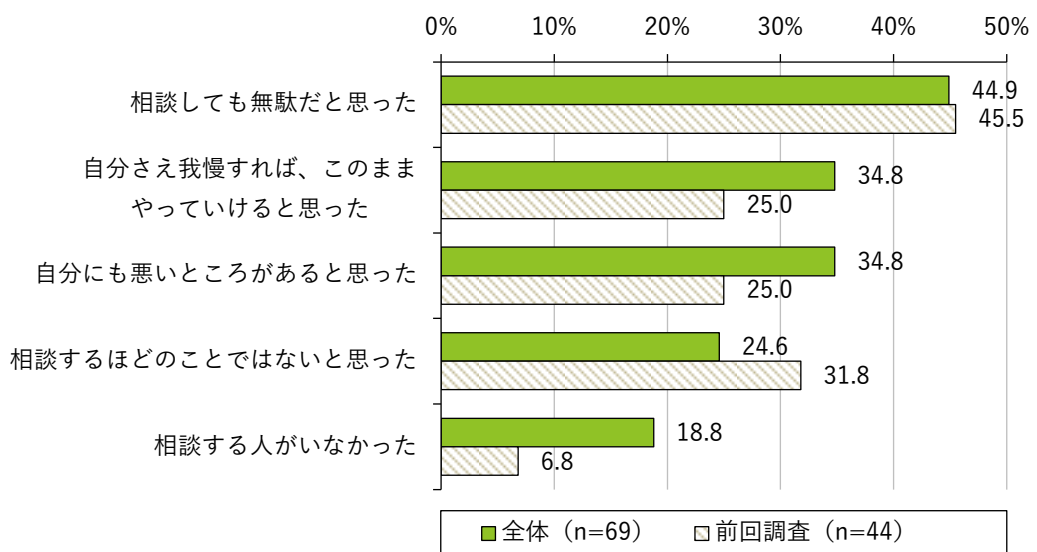
▶暴力を受けた際に相談した割合 *単数回答



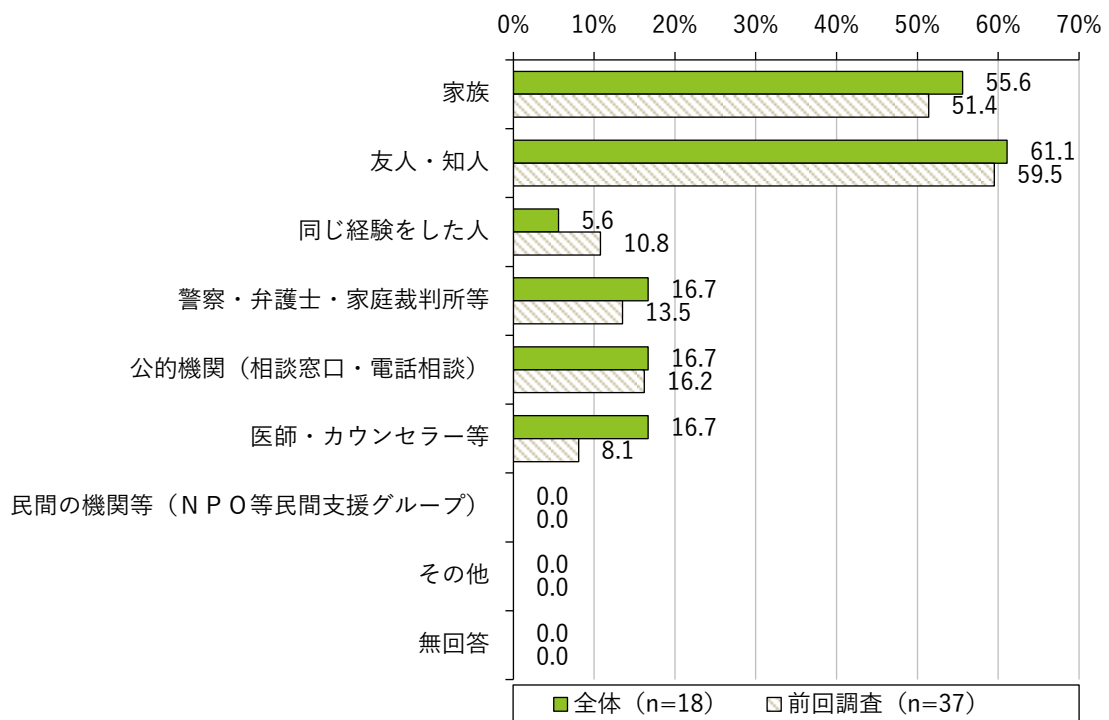
▶暴力を受けた際に相談した割合(性別)



▶相談しなかった(できなかった)理由(上位5項目) *複数回答

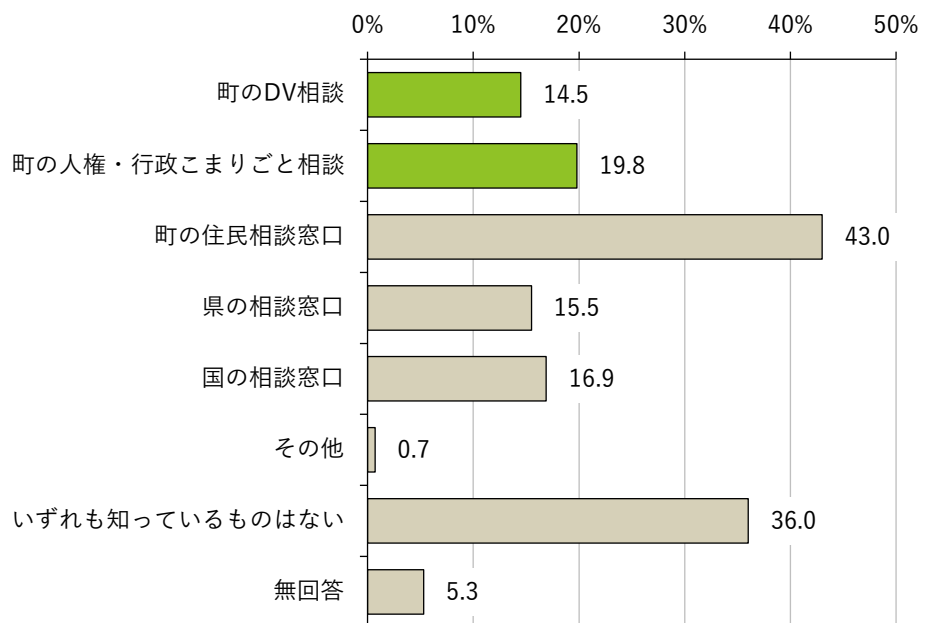


▶相談先 *複数回答



▶相談窓口の認知度 *複数回答

全体 (n=414)

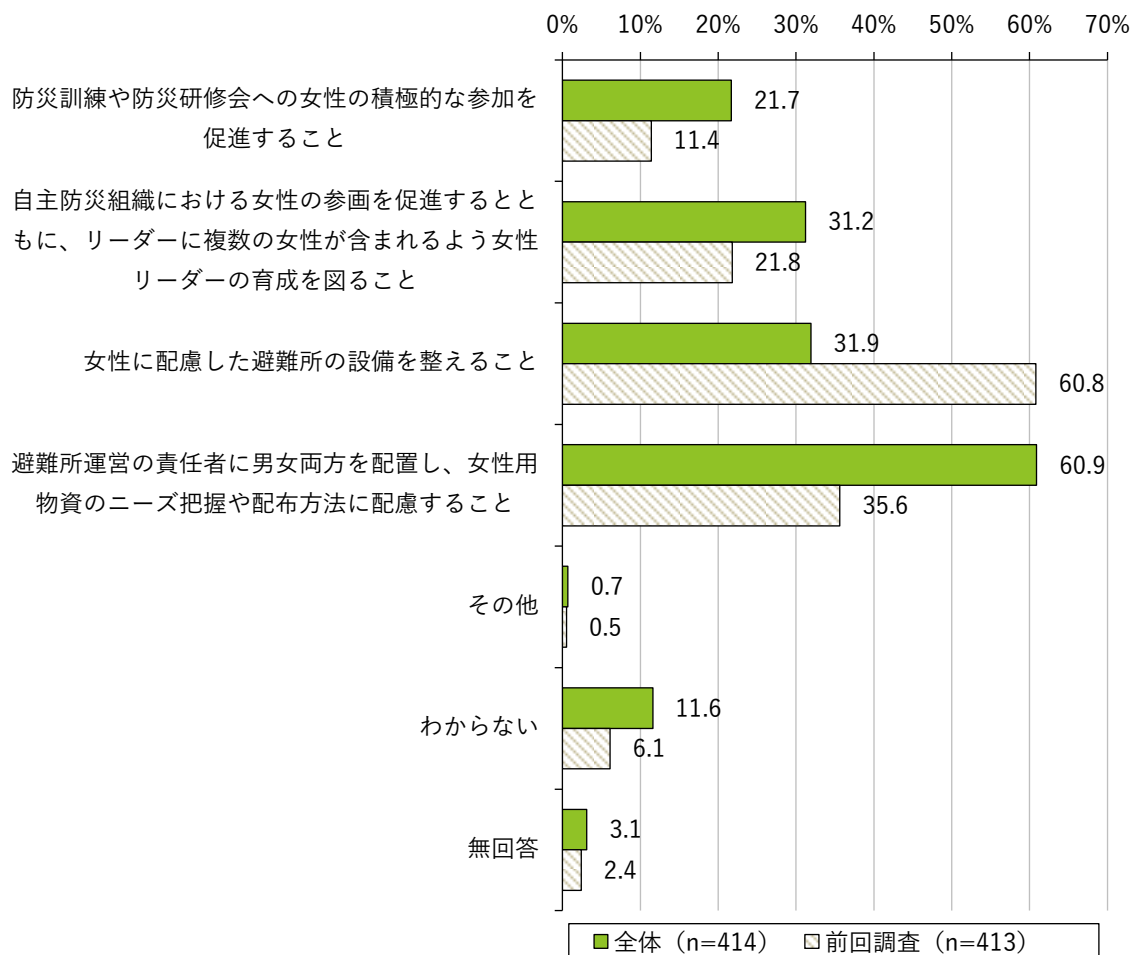


DVに対する正しい知識の普及を進め、多様化する暴力に対して的確に対応できる体制や、相談しやすい環境等を整備し、被害者が一人で抱え込むことがないように支援することが大切です。

6. 防災について

◇ 女性に配慮した防災対策を進めていくために必要なこととして、「避難所運営の責任者に男女両方を配置し、女性用物資のニーズ把握や配布方法に配慮すること」が60.9%と最も高くなっています。

▶女性に配慮した防災対策を進めていくために必要なこと *複数回答

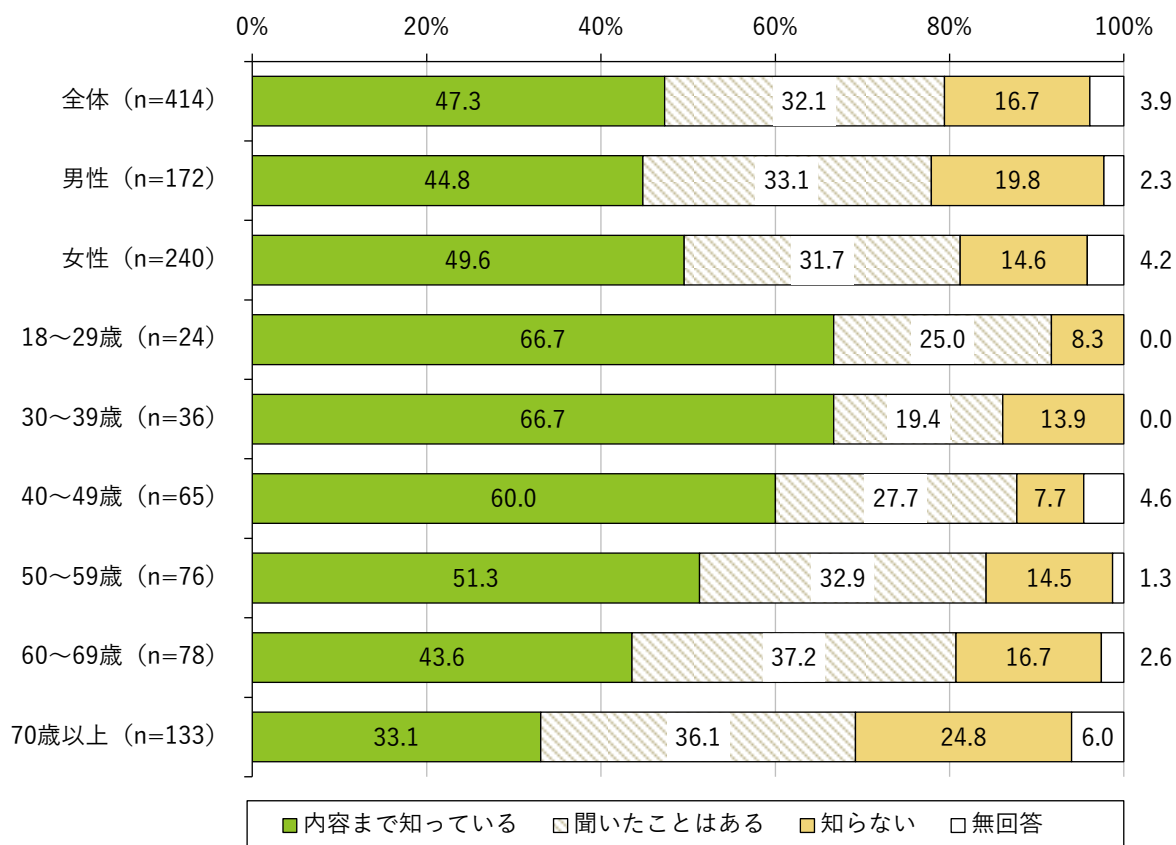


近年、重要性が高まっている防災分野において、災害現場や避難場所で女性の視点に立った配慮がなされるよう取組みを推進することが大切です。

7. 性的マイノリティ（LGBTQ等）※について

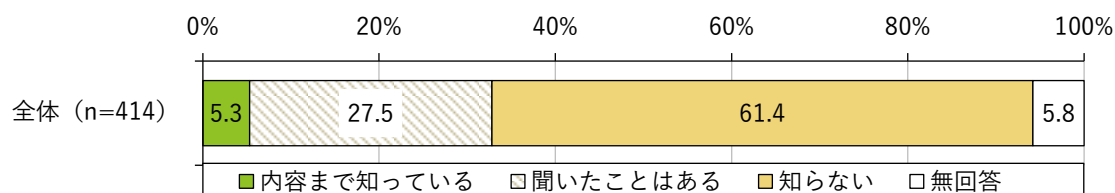
◇ 性的マイノリティ（LGBTQ等）ということばの認知度は「内容まで知っている」が47.3%、「聞いたことはある」が32.1%となっています。年代別で見ると、49歳以下では「内容まで知っている」が6割を超えている一方、60歳以上では3～4割台と、年代によって差が見られる状況です。

▶性的マイノリティということばの認知度 *単数回答



◇ 令和4年4月から開始した「愛川町パートナーシップ宣誓制度」について「知らない」が61.4%と、まだ認知が進んでいない状況です。引き続き制度の周知を図り、認知度を向上させることが大切です。

▶「愛川町パートナーシップ宣誓制度」の認知度 *単数回答



性的マイノリティの方が暮らしやすい社会を目指し、多様な性の理解促進に向けた啓発や教育の推進、性的マイノリティの方の相談・支援体制の充実等が大切です。

※ 性的マイノリティ(LGBTQ等):同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感を覚える人、又は性同一性障がいなどの人々のこと。性的少数者ともいう。「L:レズビアン(女性の同性愛者)」、「G:ゲイ(男性の同性愛者)」、「B:バイセクシュアル(両性愛者)」、「T:トランスジェンダー(心の性と体の性の不一致(身体的な性別と生きようとする性別が異なる人))」、「Q:クエスチョニング(セクシュアリティ(心や身体の性、性的指向などを指す性のあり方)が分からない・迷っている・決めたくない人)」の頭文字をとって組み合わせた言葉。

8. 町の実践について

- ◇ 男女共同参画社会の実現に向けて町が力を入れるべきことでは、男女ともに「学校での男女平等教育の推進」、「高齢者や障がい者介護への支援の充実」、「子育て支援の充実」が上位となっています。また、年代別に見ると、18～39歳では「子育て支援の充実」、50～59歳では「高齢者や障がい者介護への支援の充実」、40～49歳と60歳以上では「学校での男女平等教育の推進」がそれぞれ最も高くなっています。

▶男女共同参画社会の実現に向けて町が力を入れるべきこと *複数回答

単位：%

		講演会、フォーラム、パンフレット作成等、男女共同参画に関する情報提供と啓発活動	学校での男女平等教育の推進	相談窓口の充実(就業・法律・育児・教育等)	複合的な問題に対する相談窓口の充実	子育て支援の充実	健康づくり支援(健康診断、健康講座)の充実	高齢者や障がい者介護への支援の充実	セクシュアル・ハラスメント(職場等における性的な嫌がらせ)対策	DV(ドメスティック・バイオレンス)対策	職場における男女平等意識の高揚
全体(n=414)		13.8	38.2		16.7	30.0	10.4	31.2	8.2	6.5	17.6
前回調査(n=413)		23.2	24.9	26.2		25.9	16.2	32.9	4.8	5.8	19.9
性別	男性(n=172)	20.9	35.5		15.1	29.1	12.2	30.2	9.3	9.3	19.2
	女性(n=240)	8.8	40.4		17.9	30.8	9.2	32.1	7.5	4.6	16.7
年代別	18～29歳(n=24)	4.2	37.5		8.3	50.0	8.3	8.3	4.2	25.0	8.3
	30～39歳(n=36)	8.3	36.1		19.4	52.8	11.1	19.4	25.0	16.7	19.4
	40～49歳(n=65)	7.7	46.2		20.0	44.6	9.2	23.1	12.3	7.7	13.8
	50～59歳(n=76)	18.4	28.9		17.1	26.3	9.2	35.5	5.3	5.3	21.1
	60～69歳(n=78)	15.4	34.6		20.5	26.9	15.4	28.2	7.7	2.6	16.7
	70歳以上(n=133)	16.5	42.9		13.5	17.3	9.0	42.1	4.5	3.0	19.5
		就労のための相談や情報提供、再就職に向けた訓練の実施	審議会・委員会等への女性の登用の推進	就業で役立つ訓練・相談の実施	労働時間の短縮や在宅勤務の普及等男女ともに働き方の見直しの推進	女性が少なかった分野(研究者等)への女性進出の支援	性的マイノリティ(LGBT等)の人たちへの支援	その他	わからない	特になし	無回答
全体(n=414)		12.6	9.4		18.1	6.8	4.8	1.7	5.3	4.1	5.3
前回調査(n=413)		16.5	13.8	7.7				1.5	5.1	1.9	1.9
性別	男性(n=172)	11.0	7.6		20.9	7.0	4.7	1.7	7.6	2.9	2.3
	女性(n=240)	13.8	10.8		16.3	6.7	5.0	1.7	3.8	5.0	6.7
年代別	18～29歳(n=24)	20.8	0.0		29.2	12.5	12.5	0.0	4.2	8.3	0.0
	30～39歳(n=36)	11.1	2.8		22.2	11.1	13.9	5.6	0.0	2.8	0.0
	40～49歳(n=65)	13.8	9.2		15.4	6.2	9.2	1.5	1.5	3.1	4.6
	50～59歳(n=76)	17.1	9.2		23.7	3.9	3.9	3.9	7.9	2.6	1.3
	60～69歳(n=78)	12.8	14.1		17.9	5.1	2.6	0.0	5.1	9.0	1.3
	70歳以上(n=133)	8.3	10.5		13.5	7.5	0.8	0.8	7.5	2.3	11.3

引き続き学校等での教育により男女平等への意識醸成や理解促進を図ることに加え、育児・介護支援を充実させて誰もが活躍できる環境を整備することが大切です。

第2章 基本構想

1 基本理念

「第6次愛川町総合計画」では、「ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川」を将来都市像とし、誰もが心豊かに安心して暮らせる、誰一人取り残さない「共生のまち愛川」の実現に向けて施策の展開を図っています。

「第3次愛川町男女共同参画基本計画」では、町総合計画のまちづくりの目標のひとつである「豊かな人間性を育む文化のまちづくり」を目指して、「人権の尊重によるジェンダー平等社会の実現」を基本理念として掲げ、高い人権意識とジェンダー平等意識のもと、全ての人が互いを尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の実現に向けた取組みを推進します。

人権の尊重による ジェンダー平等社会の実現



2 基本目標

本計画は、次の3つの基本目標に沿って施策を推進します。

基本目標

I 人権の尊重によるダイバーシティの推進

男女が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく、対等な立場で能力と個性が発揮できるよう、ジェンダー平等意識の啓発に努めるとともに、あらゆる暴力を許さない社会風土の醸成や被害者の支援に取り組みます。また、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人住民、性的マイノリティ（LGBTQ等）など、様々な困難を抱えることが多い方が安定した生活を送ることができるよう、ダイバーシティ（多様性を尊重するまちづくり）を推進します。

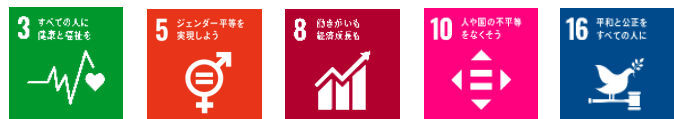


基本目標

II ワーク・ライフ・バランスの実現

男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに仕事と家庭、地域活動等にバランスよく参画して充実した生活を送ることを目指し、町民及び事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発と理解促進に努めます。また、職場環境づくりや多様な働き方のできる就業環境の整備について事業者に働きかけます。

さらに、子育て支援及び介護サービスの充実や、性差に応じた健康づくりを推進することで、男女双方が仕事と家庭、地域活動等に参画しやすい環境づくりに努めます。



基本目標

III あらゆる分野への男女共同参画の推進

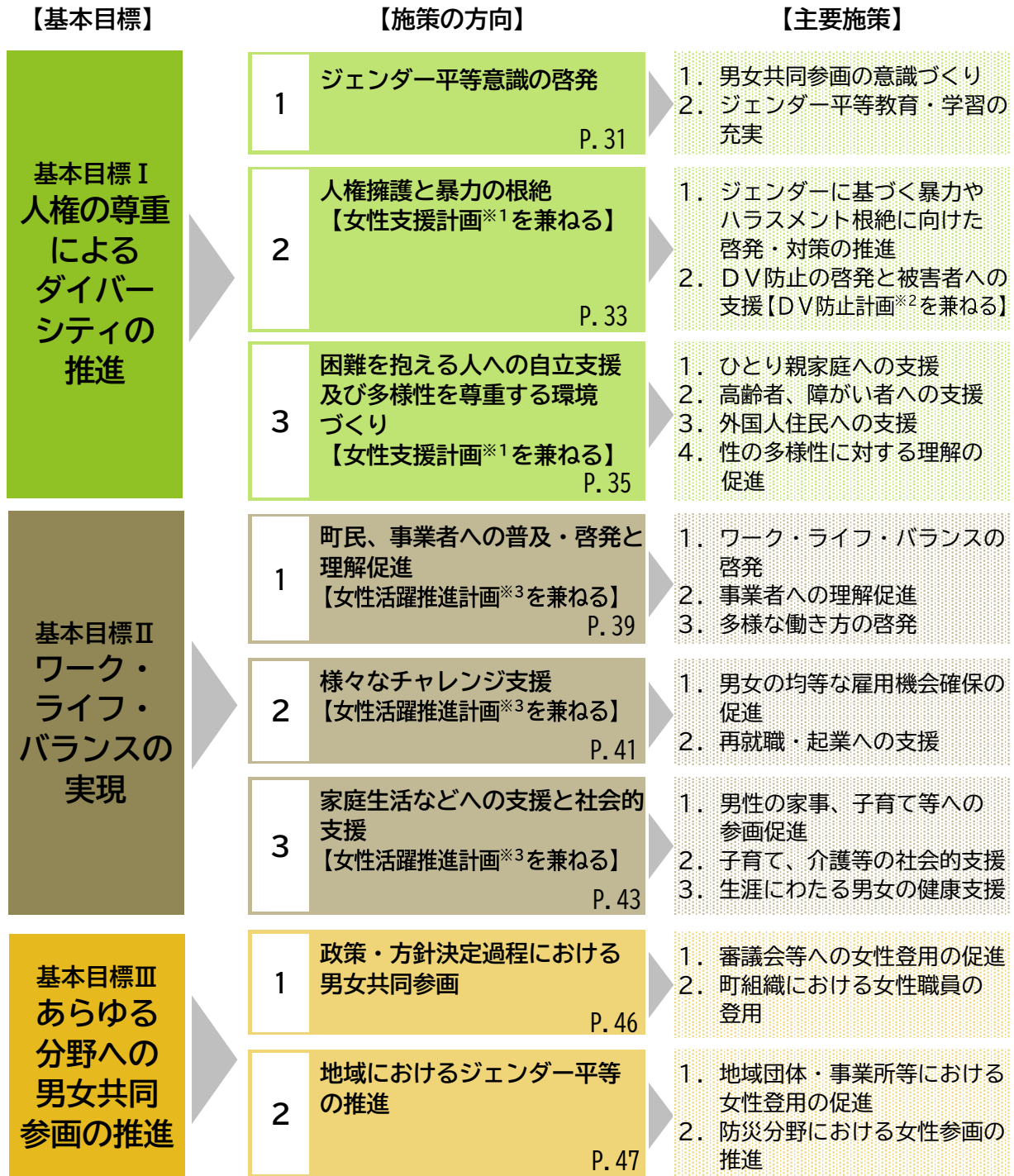
男女が社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、責任を分かち合うことのできる社会を目指すため、政策や方針決定等の過程における男女共同参画を進めるとともに、自治会や地域団体、事業所等においては、男女がともにその能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します。



3 施策の体系

●●● 基本理念 ●●●

人権の尊重によるジェンダー平等社会の実現



※¹ 女性支援計画: 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、市町村基本計画のこと。

※² DV防止計画: 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、市町村基本計画のこと。

※³ 女性活躍推進計画: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、市町村推進計画のこと。

第3章 前期基本計画

基本目標Ⅰ 人権の尊重によるダイバーシティの推進

施策の方向1 ジェンダー平等意識の啓発

◆施策の方向性

男女共同参画社会とは、女性も男性も全ての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。このような社会を実現するためには、ジェンダー平等の意識が浸透し、誰もが性別に関係なく個人として尊重されることが重要です。

国では、男女共同参画が進まない一因として、社会全体において性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※）が存在していることを挙げており、国の第5次計画や県の第5次プランでは、こうした固定観念や性差に基づく偏見の解消を目指すこととしています。

本町においても、町民一人ひとりが身近な性別役割分担意識や無意識の思い込みに気づき、ジェンダー平等や男女共同参画に関する認識を深めることができるよう、引き続きあらゆる機会を通じて意識啓発、教育・学習機会の提供を行います。

◆主要施策

1. 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画への正しい理解を促すため、様々な機会を活用した意識啓発に努めます。

No.	取組み	取組内容	担当課
1	様々な広報媒体を活用した啓発	町広報紙や町ホームページ、パンフレット等を活用し、男女共同参画の意識啓発に努めます。また、「男女共同参画週間（6/23～6/29）」に実施される行事等の周知に努めます。	住民協働課
2	公民館情報コーナーを活用した啓発	文化会館や半原・中津公民館の情報コーナーに男女共同参画に関するパンフレット等を配架し、意識啓発に努めます。	住民協働課 生涯学習課
3	事業所への啓発	男女共同参画に関するパンフレット等を配布するとともに、関係機関と連携し意識啓発に努めます。	商工観光課

※ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス): 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みのこと。

例)「性別」で任せる仕事や、役割を決めていることがある、「親が単身赴任中です」と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべるなど。

No.	取組み	取組内容	担当課
4	子育て世代への啓発	マタニティセミナーや乳児家庭訪問指導の際に、夫婦がともに協力して家事や子育てを行うことの大切さについて啓発します。 また、第一子妊娠の場合は、母子健康手帳に加え父子健康手帳を配付します。	健康推進課
5	男女共同参画推進講演会の開催	男女共同参画について理解を深めるため、町民を対象とした講演会を開催します。 また、多くの方が参加できるように、日程、内容や開催方法について検討します。	住民協働課
6	町職員への研修の実施	町職員を対象に男女共同参画についての研修を実施し、意識啓発を図ります。	総務課

2. ジェンダー平等教育・学習の充実

早い時期から男女共同参画への意識を育み、性別役割分担意識等にとらわれず、個性と能力を発揮し、自分らしい生き方ができるよう、子どもに対するジェンダー平等教育・学習を行います。

No.	取組み	取組内容	担当課
7	保育園・小中学校におけるジェンダー平等教育の実施	ジェンダー平等の大切さについて理解を深めるため、保育園や小中学校において発達段階・発育過程に応じた指導を行います。	子育て支援課 指導室
8	保育士・教職員への学習機会の提供	保育士や教職員を対象とした人権教育研修会等の学習機会を提供します。また、参加した保育士や教職員が学んだ内容を職場等において普及できるよう努めます。	子育て支援課 指導室
9	P T A への学習機会の提供	町主催の男女共同参画推進講演会へ小中学校 P T A の参加を促し、家庭教育への浸透を図ります。	生涯学習課
10	キャリア教育の推進	子どもたちが自尊感情を高め、性別にとらわれることなく主体的に自分らしい生き方を選択できるよう、年齢に応じたキャリア教育を推進します。	指導室

施策の方向2 人権擁護と暴力の根絶

【女性支援計画を兼ねる】

◆施策の方向性

ジェンダーに基づく暴力やハラスメントは、男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき重要な課題です。特に、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、家庭内で行われているため、外部からの発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、その被害が深刻化・潜在化しやすいという傾向があります。コロナ禍においては、全国的にDV被害の増加や深刻化が指摘されました。

ジェンダーに基づく暴力としては、DVのほか、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反した性的言動）やストーカー行為（つきまとい等）、性犯罪・性暴力等があげられ、社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、DVなどのあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識が広く町民に浸透し、これを許さない社会意識の醸成と未然に防ぐ環境づくりに努めるとともに、暴力を受けた被害者に対しては県や関係機関と連携し、相談、保護等の支援を行います。

◆主要施策

1. ジェンダーに基づく暴力やハラスメント根絶に向けた啓発・対策の推進

ジェンダーに基づく暴力やハラスメントが人権侵害であるという認識を広めるための啓発を行うとともに、あらゆるハラスメントの防止に向けて、事業所等への情報提供を行います。

また、ストーカー行為や性犯罪・性暴力等を未然に防止する環境づくりに取り組みます。

No.	取組み	取組内容	担当課
11	人権啓発イベントの開催	人権に対する意識を高め、人権侵害に対する認識を広めるため、人権週間に合わせて「人権啓発のつどい」を開催します。	住民協働課
12	ハラスメント防止の啓発	町広報紙や町ホームページ等を活用し、相談窓口の周知やハラスメント防止の啓発に努めます。	住民協働課
13	事業所に対するハラスメント防止の啓発	事業所に対し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に関する情報提供や啓発を図ります。	商工観光課
14	町職員におけるハラスメント防止に向けた取組み	町職員を対象にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に向けた研修を実施します。	総務課
15	防犯灯及び防犯カメラの整備促進	防犯灯及び防犯カメラの整備により、ストーカー行為等の犯罪の未然防止に努めます。	住民協働課

No.	取組み	取組内容	担当課
16	安全・安心まちづくりパトロールの推進	安全・安心まちづくりパトロールの実施により、ストーカー行為等の犯罪の未然防止に努めます。	住民協働課

2. DV防止の啓発と被害者への支援【DV防止計画を兼ねる】

DVの未然防止に向けて、DVに対する正しい理解と認識を深めるための啓発に取り組むとともに、暴力を受けた被害者に対しては県や関係機関と連携し、相談、保護等の支援を図ります。

No.	取組み	取組内容	担当課
17	DV防止の啓発	DVに対する正しい理解と認識を深めるため、町広報紙や町ホームページ等を活用した啓発に努めます。	住民協働課
18	デートDV防止の啓発	DVに対する正しい理解と認識を深めるため、二十歳のつどいなどにおいてデートDV（交際相手からの暴力）やストーカー行為等に関するパンフレットを配布します。	住民協働課
19	DVに関する相談や関係機関との連携	DV被害者が最初に相談する窓口として、県や関係機関と連携しながら、適切な対応に努めます。また、あらゆる相談窓口の周知を図ります。	住民協働課
20	緊急一時保護に向けた支援	県や関係機関と連携し、DV被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。	住民協働課 福祉支援課
21	児童虐待防止の啓発や児童虐待への支援	町広報紙や町ホームページ等で児童虐待防止の啓発に努めるとともに、虐待に関する相談に応じ、要保護児童等対策連絡協議会において関係機関と連携しながら、児童や保護者への適切な支援を行います。	子育て支援課

施策の方向3 困難を抱える人への自立支援及び多様性を尊重する環境づくり

【女性支援計画を兼ねる】

◆施策の方向性

ひとり親家庭、高齢者、障がい者、性的マイノリティ（LGBTQ等）、外国人であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人々が、性別や性差による偏見等を背景に、さらなる複合的な困難を抱える場合があります。このような多様な困難や生きづらさを抱えている人々が、自分らしくいきいきと暮らすことができるような環境整備や支援が必要です。

ひとり親家庭に対しては、仕事、家事、育児などの負担や不安を少しでも和らげることができるよう、個々の状況に応じた支援に努めます。

高齢者や障がい者に対しては、社会参加ができるよう環境を整備するとともに、介護や介助を必要とする人が地域で安心して暮らしていくことができるよう支援します。

また、本町には多くの外国人住民が暮らしていますが、言葉や文化の違いなどにより、子育てや就職など生活上困難な問題を抱えていることから、行政サービスや生活関連情報の提供の充実に努めるとともに、多様化する相談への適切な対応を図ります。

さらに、性的マイノリティ（LGBTQ等）の方が周囲の人の無理解や偏見に苦しむことがないように、「愛川町パートナーシップ宣誓制度」の普及啓発を行うとともに、多様な性のあり方について意識啓発を行います。

◆主要施策

1. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対して各種援護制度に関する情報提供を行うとともに、相談体制の充実に努めます。

No.	取組み	取組内容	担当課
22	各種援護制度に関する情報提供	ひとり親家庭の各種援護制度について、パンフレット等を関係課窓口で配架するとともに、町広報紙や町ホームページ等で周知を図ります。	子育て支援課 福祉支援課
23	相談体制の充実	ひとり親家庭が安心して生活できるよう、関係機関や民生委員・児童委員、母子・父子自立支援員との連携による相談体制を充実します。	子育て支援課 福祉支援課
24	自立に向けた生活支援	ひとり親家庭の経済的自立に向け、関係機関と連携して職業訓練や就労などに関する情報提供に努めます。	子育て支援課 福祉支援課

2. 高齢者、障がい者への支援

性別にかかわらず、高齢者や障がい者の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、就労や社会参加の機会を充実するとともに、各種サービスの充実に努めます。

No.	取組み	取組内容	担当課
25	相談窓口の充実	障がい者総合相談窓口「愛川町ゆいはあと」等の相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携による地域ケアシステムの確立に努めます。	福祉支援課
26	障がい福祉サービスの充実	障がい者家族等の介護負担の軽減を図り、安心して生活が送れるよう、短期入所や入所支援等の各種サービスの充実に努めます。	福祉支援課
27	社会参加の促進	関係機関や地域住民、ボランティア、当事者団体、福祉団体等との連携を強化し、高齢者、障がい者の社会参加を支援し、安心して暮らせる環境づくりに努めます。	社会福祉協議会
28	高齢者いきいきサロンの活動支援	地域の高齢者の情報交換や相談の場、また、地域住民の支え合いの場として開設している「高齢者いきいきサロン」の活動を支援します。	社会福祉協議会
29	高齢者の就労支援	概ね 60 歳以上の高齢者の働く機会を提供し、生きがいの高揚や高齢者福祉の推進を図るため、町シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢介護課
30	高齢者の意思を尊重するための支援	大切にしていることや将来どのような医療やケアを望んでいるのかを自ら考え、また、信頼する人たちと話し合う「人生会議」の促進及びその内容を書き留めておく「わたしのこれからノート」の作成支援を行います。	高齢介護課 社会福祉協議会
31	高齢者虐待防止の啓発	町広報紙や町ホームページ等で高齢者虐待防止の啓発に努めます。	高齢介護課
32	障がい者虐待防止の啓発	障がい者虐待防止に関する啓発パンフレットを窓口を設置するとともに、虐待に関する相談に応じて、適切な情報提供を行います。	福祉支援課
33	成年後見制度の利用促進	認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人でも、地域の中で安心して生活を送ることができるようにするため、成年後見制度の利用を促進します。	福祉支援課 社会福祉協議会

3. 外国人住民への支援

外国人住民に対し、行政サービスや生活関連情報の提供の充実に努めるとともに、多様化する相談への対応を図ることで、日常生活を支援します。

No.	取組み	取組内容	担当課
34	外国人住民相談の実施	外国人住民のための総合相談窓口を設置し、日常生活における様々な相談に対応するほか、各種行政資料の翻訳や行政手続きにおける通訳を行います。	住民協働課
35	通訳保育士の配置	中津保育園、中津南保育園に外国語（ポルトガル語・スペイン語等）が話せる通訳保育士を配置します。	子育て支援課
36	妊産婦用外国語パンフレットの配布	多言語の外国語版母子健康手帳の配布や健診通知、乳幼児健康診査、予防接種の日程表等をスペイン語、ポルトガル語等に翻訳し、外国人住民に配布します。	健康推進課
37	日本語指導協力者の派遣	外国につながるのいる児童・生徒の多い小中学校に日本語指導教室を設置するとともに、必要のある学校に日本語指導協力者を派遣し、外国につながるのいる児童・生徒の日本語習得及び学習支援等に努めます。	指導室
38	日本語教室の開催	日常生活における言語の不安を解消するため、外国人住民を対象とした日本語教室の開催に努めます。	生涯学習課

4. 性の多様性に対する理解の促進

性的マイノリティ（LGBTQ等）に対し「愛川町パートナーシップ宣誓制度※」の普及啓発を行うとともに、周囲の人の無理解や偏見に苦しむことがないように、多様な性のあり方について意識啓発を行います。

No.	取組み	取組内容	担当課
39	性的マイノリティの人権を尊重する啓発	性的マイノリティに関する理解を深めるため、町広報紙や町ホームページ等で啓発に努めます。	住民協働課
40	教職員への啓発等の実施	学校現場において、性同一性障がい等の児童生徒に対する適切な支援を行うため、教職員への啓発等を実施します。	指導室
41	パートナーシップ宣誓制度の啓発	パートナーシップ宣誓制度の啓発に努め、性の多様性などに対する町民の理解を深めるとともに、近隣自治体との連携協定により、本制度利用者の宣誓にかかる手続きの負担を軽減し、サービスの向上に努めます。	住民協働課 住民課
42	窓口業務等における性的マイノリティに配慮した対応の実施	窓口業務等において、性的マイノリティに配慮した申請書等の配備の検討や窓口対応を行います。	各課



【レインボーフラッグ】

各色には、生命、癒し、自然など様々な意味が込められており、性的少数者の尊厳と社会運動のシンボルとしてつくられた旗

※ 愛川町パートナーシップ宣誓制度：性的少数者に限らず、様々な事情で婚姻の届出のできない事実婚の方が、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、町が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するもの。令和4年4月1日より開始。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現

施策の方向1 町民、事業者への普及・啓発と理解促進

【女性活躍推進計画を兼ねる】

◆施策の方向性

我が国では、総人口の減少に加え、加速度的に少子化・高齢化が進行しており、将来の労働力不足が懸念されています。また、国民ニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、企業等における人材の多様性を確保することが不可欠であり、女性の活躍の推進が求められています。

しかしながら、長時間労働を前提とした現在の働き方は、仕事と家庭生活の両立を困難にするとともに、女性の就業継続や男性の家庭への参画を阻む要因ともなっています。

女性がいきいきと活躍でき、また、全ての人にとって働きやすく、暮らしやすい、男女共同参画社会の実現に向け、長時間労働を前提とした現在の働き方を見直すなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業者の意識改革を進めるとともに、個々の事情やライフステージに対応した柔軟な働き方を選択できるよう、多様な働き方に関する情報提供を行います。

◆主要施策

1. ワーク・ライフ・バランスの啓発

ワーク・ライフ・バランスに対する理解を促進するため、町民に対する普及・啓発に取り組みます。

No.	取組み	取組内容	担当課
43	普及・啓発活動	町広報紙や町ホームページ、男女共同参画に関する講演会等を通じてワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めます。	住民協働課

2. 事業者への理解促進

男女がともにワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、事業者に対し情報提供を行うなど、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを支援します。

No.	取組み	取組内容	担当課
44	事業者等への普及・啓発	労働教育講座を開催し、「育児・介護休業法」や仕事と家庭の両立支援制度に関する情報を事業所等へ提供し、働く人と事業者の理解を促進します。	商工観光課
45	「くるみんマーク」※の周知・取得の推進	仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを支援するため、積極的な取組みを進める町内事業所について「くるみんマーク」の取得を促進します。	商工観光課

3. 多様な働き方の啓発

事業者等における働き方の選択肢を増やすため、短時間労働やフレックスタイム制、在宅ワークなど多様な働き方についての情報提供に努めます。

No.	取組み	取組内容	担当課
46	多様な働き方に関する情報提供	短時間労働やフレックスタイム制、在宅ワークなど多様な働き方についての情報提供に努めます。	商工観光課
47	多様な働き方に関する事業者等への啓発	ライフステージに応じて柔軟な働き方ができるよう、先進的な事例などの情報を提供するとともに、働き方改革を促します。	商工観光課
48	町役場(町職員)における取組み	「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、育児休業取得率や年次有給休暇取得日数の向上等に取り組めます。	総務課



※ くるみんマーク: 少子化対策として子育て支援などに積極的に取り組み、厚生労働省が定める一定の要件を満たした企業や法人に対して、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、厚生労働大臣から送られる認定マークの愛称。

施策の方向2 様々なチャレンジ支援

【女性活躍推進計画を兼ねる】

◆施策の方向性

男女共同参画社会の実現のためには、誰もが自分の手で未来を切り開き、それぞれの夢や志を実現することができる、柔軟で活力ある社会にしていくことが大切です。

国では、女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組み、保育の受け皿整備、仕事と家庭の両立支援等これまでの官民の積極的な取組みにより、いわゆるM字カーブ問題は解消に向かっており、第1子出産前後の就業継続率は5割を超えています。

しかしながら、雇用形態を見ると、女性は出産・育児等による離職後の再就職にあたって非正規雇用労働者となる場合が多いことなどから、女性における非正規雇用労働者の割合は半数以上となっています。

コロナ禍において、女性の非正規雇用労働者が多いサービス業が大きな打撃を受けたため、女性に多大な影響が生じることとなりました。一方で、感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。

そのため、様々なライフステージに応じた女性の就業をキャリア形成の視点を持って支援するとともに、性別にとらわれることなく個人の能力が十分に発揮でき、社会のあらゆる分野で活躍し続けることができるよう、「男女雇用機会均等法」の一層の周知を図るなど、就業の場における男女の均等な機会を促進します。また、出産や育児、介護等で仕事を中断した男女の再就職や起業等に向けた支援を充実します。

◆主要施策

1. 男女の均等な雇用機会確保の促進

労働に関する法律や制度について周知するなど、男女の均等な雇用機会の確保を促進します。

No.	取組み	取組内容	担当課
49	男女雇用機会均等法の理解促進	町内事業所に対し、男女が意欲・能力に応じて均等な待遇で働けるよう、「男女雇用機会均等法」に対する理解を促進します。	商工観光課
50	多様な雇用形態に対する支援	パートタイム労働者や派遣労働者の労働環境が向上するよう、「パートタイム・有期雇用労働法」や「労働者派遣法」等の関連法に対する事業所の理解を促進します。	商工観光課

2. 再就職・起業への支援

働きたい方の意欲と能力を生かすため、出産・子育てなどのために離職した女性等の再就職支援を行うとともに、就業や起業に対する支援を行います。

No.	取組み	取組内容	担当課
51	再就職への支援	ハローワーク等の関係機関と連携し、再就職に関する相談やセミナー、職業訓練等の情報提供を推進します。	商工観光課
52	起業の支援	テレワークを含む起業や空き店舗を活用して新たな事業を行うための起業を支援します。	商工観光課
53	創業支援セミナーの実施	新規創業希望者を対象にセミナーを開催し、起業意欲の向上を推進します。	商工観光課
54	子育て中の女性に対する就労支援	ハローワーク等の関係機関と連携し、子育て中の母親を対象とした就労支援講座等を開催することで、女性のライフステージに沿った就労を支援します。	商工観光課



施策の方向3 家庭生活などへの支援と社会的支援

【女性活躍推進計画を兼ねる】

◆施策の方向性

少子高齢化が進行する中で、仕事と家庭生活を両立させるためには、育児・介護等の家庭生活について、男女がともに協力し、お互いの負担を軽減することが重要です。しかし、近年共働き世帯が増加しているにもかかわらず、家事・育児・介護の負担は女性に偏っているのが実情です。

女性の職業生活における活躍の推進を効果的に進めていくためには、女性だけでなく、男性を含めた社会全体の働き方や意識改革が必要です。働きたい方が「仕事か家庭か」といった二者択一を迫られることのないよう、関係機関と連携しながら、男性の家事、子育て等への参画を促進するとともに、子育て・介護の基盤整備に努めます。

さらに、活力ある男女共同参画社会を築いていくためには、男女が互いの身体的性差について理解を深めつつ、生涯にわたる健康を保持・増進していくことが重要となります。

特に、女性は、妊娠・出産や女性特有の疾病の可能性など、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意しつつ、乳幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを総合的に支援します。

◆主要施策

1. 男性の家事、子育て等への参画促進

家庭における家事・育児・介護等を男女双方で分担することができるよう、男性の参画を促進します。

No.	取組み	取組内容	担当課
55	マタニティセミナーの開催	父親の子育てへの参画を促進し、夫婦ともに安心して子育てができるよう、マタニティセミナーを開催し、妊娠・出産・育児について学ぶ機会を提供します。	健康推進課
56	「こんにちは赤ちゃん訪問」等による啓発	保健師・助産師等による乳児家庭訪問指導の際に、夫婦がともに協力して子育てをすることの大切さについて啓発します。	健康推進課
57	料理教室等の開催	家庭における生活自立能力を高めるため、男性を対象とした料理教室を開催するとともに、地域での仲間づくりの機会を提供します。	生涯学習課

2. 子育て、介護等の社会的支援

男女がともに仕事と家庭生活のバランスが取れるよう、多様なニーズに対応する子育てや介護に関するサービスの充実に努めます。

No.	取組み	取組内容	担当課
58	保育サービスの充実	多様な保育ニーズに対応するため、早朝・延長保育、一時保育を推進します。	子育て支援課
59	子育て支援センター事業	保護者同士の交流や子どもたちの遊び場、また、育児に関する悩み事相談の場所として、子育て支援センターを運営します。	子育て支援課
60	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい方と行いたい方を組織化し、地域の子育て支援を推進します。	子育て支援課
61	放課後児童クラブの運営	保護者が就労等により放課後家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを運営します。	生涯学習課
62	かわせみ広場の運営	小学生の放課後の遊び場として、小学校や、児童館・地域公民館で「かわせみ広場」を運営し、児童の安全安心な居場所づくりを行います。	生涯学習課
63	地域包括支援センター事業	高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護、福祉、健康、医療等の介護予防に関するマネジメントや高齢者への総合的な支援を行います。	高齢介護課
64	在宅介護支援センター事業	在宅介護支援センターにおいて、福祉サービスをはじめとした相談業務を行い、家族介護に対する支援や要介護者に対する見守り・支援活動等を行います。	高齢介護課
65	介護サービスの充実	「町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の円滑な推進を図るほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等と連携し、各種サービスの充実に努めます。	高齢介護課
66	在宅高齢者保健福祉サービスの充実	寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉機器の貸与、訪問給食サービス、ミニデイサービス等の日常生活支援サービスを総合的に提供します。	社会福祉協議会

3. 生涯にわたる男女の健康支援

男女が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康に関する啓発活動を行うとともに、各種健康増進事業を行います。

No.	取組み	取組内容	担当課
67	健康増進事業	生活習慣病の早期発見、早期治療のため、各種の検診事業を実施するほか、健康教育・講座や健康相談を行います。	健康推進課
68	健康づくり推進事業	「町健康プラン」に基づき、各種健康づくり教室を開催するほか、健康意識の向上に向けた啓発活動を推進します。	健康推進課
69	妊産婦への支援	妊婦の健康診査、妊産婦訪問、健康相談等を通して、妊産婦の健康を支援します。	健康推進課
70	学校における性教育、健康教育	児童・生徒の性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるため、性教育や健康教育を実施します。	指導室



基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向1 政策・方針決定過程における男女共同参画

◆施策の方向性

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会のあらゆる分野の活動に参画して対等な立場で意思決定を行い、ともに責任を分かち合うことが重要です。

近年、政策・方針決定過程における女性の参画は増加しつつありますが、女性の声が十分に届いていると言えない状況です。

政策立案や方針決定過程への参画機会が少なかった女性が社会のあらゆる分野に進出することは、新しい発想や価値観を生み出し、社会全体を活性化させることにつながります。性別に偏らない男女双方の多様な意見が活かされるよう、審議会等や町組織において積極的な女性の登用や人材確保を推進します。

◆主要施策

1. 審議会等への女性登用の促進

愛川町の審議会等の運営に関する基本指針に基づき、審議会等の委員への女性の登用を促進します。

No.	取組み	取組内容	担当課
71	審議会等への女性登用の促進	「愛川町の審議会等の運営に関する基本指針」に基づき、審議会等の委員への女性の登用を促進します。	住民協働課

2. 町組織における女性職員の登用

愛川町特定事業主行動計画に基づき、意欲と能力のある女性職員の管理職等への登用や個人の能力・適性を踏まえた職務配置を行います。

No.	取組み	取組内容	担当課
72	女性管理職の登用推進	能力や実績を踏まえ、女性職員の管理職への登用を推進します。	総務課
73	女性職員の採用推進	一般事務職における女性職員の採用割合の増加に努めます。	総務課
74	町職員における職域の平等化	個人の能力や適性を踏まえ、男女区別のない職員配置を図ります。	総務課

施策の方向2 地域におけるジェンダー平等の推進

◆施策の方向性

性別や年齢を問わず町民が地域に参画することは、多様な意見が反映され、活力のある地域社会の実現につながります。男女共同参画社会の実現にあたっては、性別や年齢による地域での役割を固定化することのないよう、配慮していくことが必要です。

しかし、少子高齢化や人口減少、また、ライフスタイルや価値観の変化により、地域社会の活力は低下しつつあります。地域力の向上に向けて、男女双方の参画を促進していくことが大切です。

そのため、自治会や地域団体、事業所等に対して、女性の登用や職域の拡大など男女共同参画への積極的な取組みを働きかけます。

また、近年の災害対応の教訓から、避難所等での男女のニーズの違いに配慮していくことが必要となっています。男女双方の視点を取り入れた防災体制を確立するため、女性の参画を推進します。

◆主要施策

1. 地域団体・事業所等における女性登用の促進

男女共同参画の視点を取り入れた地域活動等を行うことができるよう、地域団体等における女性参画を促進します。

No.	取組み	取組内容	担当課
75	地域団体における女性参画の促進	自治会や町に関連する様々な地域団体に対し、女性の積極的な登用を働きかけます。	住民協働課 ほか各課
76	各種団体の女性役員による情報交換会の開催	地域活動等における課題や、地域団体への女性参画の促進に向けた意見をうかがうため、自治会や青少年育成団体等で役員を務めている女性による情報交換会を開催します。	住民協働課
77	事業所に対する女性登用の促進	事業所に対し、女性の積極的な登用や職域拡大を働きかけます。	商工観光課

2. 防災分野における女性参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制や避難所の運営を行うため、防災分野における女性参画を推進します。

No.	取組み	取組内容	担当課
78	自主防災組織等への女性参画の促進	自主防災組織や防災訓練・避難所運営等への女性の参画を促進します。	危機管理室
79	女性に配慮した備蓄品整備の推進	災害時における避難所運営に必要な、女性に配慮した備蓄品の整備を進めます。	危機管理室

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画の進行にあたっては、町民や地域、教育機関、企業、NPO等と連携し、協働の輪を広げながら施策を推進していきます。

より効率的・効果的に計画を推進するため、PDCAサイクルを取り入れた進行管理を適切に行い、町民や学識経験者などで構成する「愛川町男女共同参画基本計画推進委員会」及び庁内の関係部局で構成する「男女共同参画行政推進会議」において、施策の進捗状況の報告や達成度の評価を行い、改善につなげます。

また、男女共同参画の取組みをより一層効果的に進めるため、県や関係機関との連携・協力関係を強化するとともに、男女共同参画に必要な制度や施策について国や県に要望します。

▶PDCAサイクルのプロセスイメージ



2 指標一覧

本計画の基本理念「人権の尊重によるジェンダー平等社会の実現」に向けて、3つの基本目標ごとに指標を設定します。

基本目標	指標	現状値 R 4	目標値 R11	算出根拠
I	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	57.0%	67.0%	「町男女共同参画基本計画アンケート調査」結果の約10ポイント増
I	配偶者等からの暴力を受けた人で「誰かに相談した」と回答した人の割合	19.8%	50.0%	第2次後期基本計画時の目標値を踏襲
I	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた人の割合	13.8%	50.0%	国の第5次男女共同参画基本計画の目標値
I	「愛川町パートナーシップ宣誓制度」の認知度	32.8%	43.0%	「町男女共同参画基本計画アンケート調査」結果の約10ポイント増
II	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の理解度	13.8%	25.0%	「町男女共同参画基本計画アンケート調査」結果の約10ポイント増
II	「家庭生活において、男女が平等に扱われている」と思う人の割合	39.4%	50.0%	「町男女共同参画基本計画アンケート調査」結果の約10ポイント増
II	育児・介護休業が取りやすいと思う男性の割合	育児休業：24.2% 介護休業：16.4%	育児休業：35.0% 介護休業：27.0%	「町男女共同参画基本計画アンケート調査」結果の約10ポイント増
III	審議会等における女性委員の占める割合	27.5%	30.0%	「町審議会等の運営基本指針」に定める目標値
III	町職員の管理的地位（副主幹級以上）における女性の占める割合	22.9%	30.0%	内閣府男女共同参画推進本部決定の目標値

1 策定経過

年月日	開催会議及び内容等
令和4年 9月22日	男女共同参画行政推進会議(庁内担当者会議) ○計画策定のスケジュールについて ○町民意識調査(アンケート)について ○現行計画の施策・事業等について
9月28日	男女共同参画基本計画策定検討委員会(庁内会議) ○計画策定のスケジュールについて ○町民意識調査(アンケート)について ○現行計画の施策・事業等について
10月7日	第1回男女共同参画基本計画推進委員会 ○町民意識調査(アンケート)について
11月1日 ~11月18日	二十歳のつどい実行委員へのアンケート調査
11月11日 ~12月2日	町民アンケート調査実施
11月29日	外国人相談員へのヒアリング調査
12月5日・7日	一般団体へのヒアリング調査
令和5年 2月8日	男女共同参画行政推進会議(庁内担当者会議) ○アンケートの調査結果について ○現行計画の施策・事業等の見直しについて ○今後の策定スケジュールについて
2月14日	男女共同参画基本計画策定検討委員会(庁内会議) ○アンケートの調査結果について ○現行計画の施策・事業等の見直しについて ○今後の策定スケジュールについて
2月24日	第2回男女共同参画基本計画推進委員会 ○アンケートの結果について ○第2次後期基本計画の施策・事業等の見直しについて ○今後のスケジュールについて

年月日	開催会議及び内容等
8月3日	男女共同参画行政推進会議(庁内担当者会議) ○計画策定のスケジュールについて ○第2次後期基本計画の事業評価と今後の方向性について ○第3次男女共同参画基本計画の素案について
8月24日	男女共同参画基本計画策定検討委員会(庁内会議) ○計画策定のスケジュールについて ○第2次後期基本計画の事業評価と今後の方向性について ○第3次男女共同参画基本計画の素案について
9月26日	教育委員会9月定例会 ○第3次男女共同参画基本計画案について
10月10日	政策調整会議 ○第3次男女共同参画基本計画案について
10月18日	行政経営会議 ○男女共同参画基本計画推進委員会への諮問案の決定
11月1日	第1回男女共同参画基本計画推進委員会 ○計画案の諮問、審議
11月21日	第2回男女共同参画基本計画推進委員会 ○計画案に対する答申案の取りまとめ
11月21日	男女共同参画基本計画推進委員会答申書の提出 ○推進委員会委員長から教育長へ答申書の提出
11月28日	教育委員会11月定例会 ○答申内容の報告
12月11日	政策調整会議 ○パブリック・コメント手続(案)の決定
令和6年 1月5日 ~1月31日	パブリック・コメント手続
2月13日	行政経営会議 ○計画案の決定
3月25日	議会全員協議会 ○計画策定の報告

2 諮問書・答申書



5 愛 教 生
令和5年11月 1日

愛川町男女共同参画基本計画推進委員会
委員長 荻 田 允 子 殿

愛川町教育委員会
教育長 佐 藤 照 明

第3次愛川町男女共同参画基本計画（案）について（諮問）

第3次愛川町男女共同参画基本計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について、別紙のとおり策定しましたので、愛川町附属機関の設置に関する条例に基づき諮問いたします。

記

- 1 基本構想（案） 令和6年度から令和17年度まで（12か年）
- 2 基本計画（案） 令和6年度から令和11年度まで（6か年）

（事務担当は、生涯学習課生涯学習班）



令和5年11月21日

愛川町教育委員会
教育長 佐藤照明 殿

愛川町男女共同参画基本計画推進委員会
委員長 荻田允子

第3次愛川町男女共同参画基本計画（案）について（答申）

令和5年11月1日付け文書をもって諮問のありました標記のことにつきましては、慎重に審議した結果、その内容は概ね妥当なものと判断します。

なお、次の意見を付しますので、その趣旨を計画策定及び事業実施にできる限り反映されるよう要望し、答申といたします。

記

1 人権の尊重によるダイバーシティの推進

男女が互いに人権を尊重し、対等な立場で能力と個性が発揮できるよう、ジェンダー平等意識の啓発に努めるとともに、あらゆる暴力を許さない社会風土の醸成や被害者の支援に取り組むことを求めます。また、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人住民、性的マイノリティ（LGBTQ等）など、様々な困難を抱えることが多い方が安定した生活を送ることができるよう、より一層ダイバーシティ（多様性を尊重するまちづくり）の推進に取り組むことを求めます。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

男女がともに仕事と家庭、地域活動等にバランスよく参画して充実した生活を送ることができるよう、町民及び事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発と理解促進に努めることを求めます。また、事業者において、多様な働き方のできる就業環境の整備が進むよう、町と事業者とが連携しながら取り組むことを期待します。

さらに、町においては、子育て支援及び介護サービスの充実や、性差に応じた健康づくりを推進することで、男女双方が仕事と家庭、地域活動等に参画しやすい環境づくりに努めることを求めます。

3 あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、責任を分かち合うことのできる社会を目指すため、性別に偏らない男女双方の多様な意見が活かされるよう、政策や方針決定等の過程における男女共同参画を推進することを求めます。また、性別や年齢を問わず町民が地域に参画することは、多様な意見が反映され、活力のある地域社会の実現につながります。自治会や地域団体、事業所等において、女性の登用や職域の拡大など男女共同参画への積極的な取り組みが行われることを期待します。

4 計画の推進

より効率的・効果的に計画を推進するため、PDCAサイクルを取り入れた進捗管理を適切に行うとともに、町民や地域、教育機関、企業、NPO等との連携により、ジェンダー平等社会の実現に努めてください。

3 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則

平成 26 年 3 月 31 日
教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛川町附属機関の設置に関する条例(平成 26 年愛川町条例第 1 号)に基づき設置された愛川町男女共同参画基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条に基づく男女共同参画基本計画の策定及び総合的な推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進のために必要な事項

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による町民等
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 区長会の代表者
- (4) 町社会福祉協議会の代表者
- (5) 教育関係者
- (6) 関係団体等の代表者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見を

聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画事務主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

4 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	団体名等	氏名	備考
公募による町民等	公募委員	榊原美智子	
学識経験を有する者	有識者	荻田 允子	
	厚木保健福祉事務所 生活福祉課課長	長谷部慶章	R4.4.1～ R5.3.31
		鈴木 徹	R5.4.1～ R6.3.31
区長会の代表者	町区長会 副会長	市川 菊代	R4.4.1～ R5.3.31
		田村 直治	R5.4.1～ R6.3.31
町社会福祉協議会 の代表者	町社会福祉協議会 会長	萩原 庸元	R4.4.1～ R5.3.31
		石井 康弘	R5.4.1～ R6.3.31
教育関係者	町中学校長会	萩原百合子	R4.4.1～ R5.3.31
		小島 美穂	R5.4.1～ R6.3.31
関係団体等の代表者	町婦人団体連絡協議会	栗山 幸子	
	愛甲商工会女性部 部長	佐藤 明美	
	厚木愛甲地域連合	加藤 豊和	

(任期 令和4年4月1日から令和6年3月 31 日まで)

第3次愛川町男女共同参画基本計画

令和6年3月

発行 | 愛川町
編集 | 愛川町教育委員会生涯学習課

〒243-0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
電話 | 046-285-2111(代)
FAX | 046-286-4588



第3次愛川町
男女共同参画基本計画